

經研資料工作第二號

A411
92

第二次歐洲戰爭
於ケル

交戰各國經濟統制法令輯錄

昭和十五年八月調製

陸軍省主計課別班



0023563000

0023563-000

A411-92

第二次歐洲戰爭於ケル交戰各國經濟統制法令輯錄

陸軍省主計課別班

1940. 8

ADD

經研資料工作第二號

昭和十五年八月調製

第二次歐洲戰爭
ニ於ケル

交戰各國經濟統制法令輯錄

陸軍省主計課別班

A411
92

例言

- 一、本輯録ハ一九三三年獨逸ナチス政權以降ノ准戰時體制下ノ經濟統制法令及一九三九年勃発ノ今次戰爭交戰國ノ戰時對策トシテ制定セル經濟統制法令ヲ收録シ戰爭經濟研究上ノ索引便覽ニ資スル為編纂セリ
- 二、本輯録掲出ノ法令中フランス法令ハ大阪商科大學圖書館其他ノモノハ京都帝大法經圖書室ノ所藏ニ係ル原書ニ出典セルモノニシテ其ノ原書名ハ各國毎ノ凡例ニ掲記シ置ケリ
- 三、本輯録ノ内容ハ獨・伊・佛・英各國別ニ主要ナル法律及施行命令ヲ分類整理シ制定改廢ノ順序ニ排列シ且原書ニ於ケル所在箇所ヲ明示シテ索出ヲ容易ナラシムル如クセリ
- 四、本輯録ノ法令譯出及分類編輯ハ京大法學部石田文次郎博士ノ監修ノ下ニ左ノ諸氏之ヲ担当セリ



328.333
(333.2)

78W24811

ドイツ法令

名古屋高商教授 法學士 中川一節氏

イタリマ法令

京大大學院學生 法學士 風間鶴壽氏

イギリス法令

京大助教授 法學士 清水金二郎氏

フランス法令

大阪商大助教授 法學士 實方正雄氏

昭和十五年八月

陸軍省主計課別班

ドイツ法令

自一九三三年
自一九四〇年

第一編

ナチス革命後——第二次歐洲大戰直前迄ノ
ドイツ經濟統制立法

自一九三三年

至一九三九年八月

凡 例

本稿ハ主トシテ *Wochle, Die Gesetzgebung Adolf Hitlers 14.1*
— *Heft. 33* ニヨリシモノナリ。
書名ノ略號ハ次ノ如シ
ホ----- *Wochle, Die Gesetzgebung Adolf Hitlers.*
ラゲ----- *Reichs gesetzblatt*
ラア----- *Reichsanzeiger*

目 次

第一、統制一般及ビ組織法規	一
一 一般	一
ドイツ國食糧職分團	三
聯合組合	五
ドイツ手工業	一〇
カルテル	一一
第二、生産配給統制法規	一三
一 一般	一三
食料品	一六
穀類	一六

ゴ	ム	化学製	加	里	鑽	石	類	紙	織	維	品	木	材	ガ	ラ	ス	魔	法	煙	草	電	線	電	球	自	動	車	才		
.....
三	七	八	九	九	九	三	九	四	四	二	三	四	六	八	四	一	五	一	五	二	五	三	五	四	五	四	五	五	五	

石	油	石	炭	非	鉄	鉄	鋼	金	屬	酒	類	塩	脂肪及	油	類	獸	類	鶏	卵	牛	乳	及	乳	製	品	野	菜	及	果	實	馬	鈴	薯	パ	ン
.....
三	六	三	五	三	三	一	一	三	一	三	〇	二	九	二	七	二	五	二	四	二	二	二	二	二	二	一	一	九	一	八	二	一	八		

第三、物價統制法規

時計	五六
タイプライター	五六
安全剃刀ノ双	五七
石鹼	五七
陶磁器	五八
圖版業	五九
ボタン	五九
雑品	六〇
一般	六三
食料品	六六
穀類	六七

馬鈴薯	六八
牛乳及ビ乳製品	六九
鶏卵	七〇
蜂蜜	七〇
鳥獸類	七一
魚類	七一
調味品	七二
嗜好品	七三
金屬	七四
鉄	七四
非鉄金屬	七四
皮革及ビ皮革製品	七五
紙	七七
ゴム	七八

肥	料	七九
飼	料	八〇
織	維	八〇
油		八一
機	械	八二
自	動	八三
外	國	八四
木	材	八四
柳		八五
雜		八七
第四、貿易	統制法規	八九
第五、金融	統制法規	九一
外國為替	管理	九一

六

公積資金融	九八
利子引下	九九
銀行	一〇一

第六、勞働	統制法規	一〇五
一	般	一〇五
勞働	配	一〇九
勞働	紹	一一四
勞働	手	一一五
勞働	者	一一七
勞働	者	一一七
家内勞働		一一七
勞働時間		一一八
小兒、小年及	婦人勞働	一一九
雜		一二一

七

四ヶ年計畫實施ノ為メノ指令
追加——四ヶ年計畫關係ノ經濟統制法規

一三三
一三六

第一、統制一般及ビ組織法規

一 般

1. 經濟方策ニ関スル法律（三四年七月三日、本九卷一九二頁）
2. 經濟的對外報復方策ノ適用ニ関スル法律（三四年七月三日、本九卷一九二頁）
3. ドイツ經濟ノ有機的建設準備法（三四年二月二七日、本七卷二四一頁）
4. 同右第一次施行令（三四年一月二七日、本一卷二〇四頁）
5. 同右第二次施行令（取引ノ有機的建設ニ関スル命令）（三五年九月二五日、本一五卷三三九頁）
6. 同右第三次施行令（三六年一月二六日、本二〇卷三五〇頁）
7. 同右第四次施行令（三八年一月二七日、本二九卷三一七頁）
8. 同右第五次施行令（三九年四月四日、本三二卷二八六頁）

- 9、ドイツ國經濟會議所ニ関スル指令（三五年一月一日、ホ一二卷三八四頁）
- 10、經濟地區ノ區劃及ビ經濟會議所ノ形成ニ関スル指令（三五年三月一日、ホ一二卷三八五頁）
- 11、同右第三次指令（オーストリーニ於ケル區劃）（三八年一月二十九日、ホ二九卷三一七頁）
- 12、同右第四次指令（スデーテンドイツ地方ニ於ケル區劃）（三九年一月一日、ホ三一卷四八二頁）
- 13、商工會議所ニ関スル命令（三四年八月二日、ホ一〇卷三九九頁）

二

ドイツ國食糧職分團

- 14、ドイツ國食糧職分團ノ暫定的構成及ビ農産物ノ市場規制及ビ價格規制方策ニ関スル法律（三三年九月一日、ホ四卷三七七頁）
- 15、ドイツ國食糧職分團ノ暫定的構成ニ関スル第一次命令（三三年一月二日、ホ五卷五八一頁）
- 16、同右変更命令（三五年四月二日、ホ一三卷三二〇頁）
- 17、同右補充命令（三五年九月二日、ホ一五卷二七五頁）
- 18、同右第二次補充命令（三九年二月一日、ホ三一卷五八九頁）
- 19、ドイツ國食糧職分團ノ暫定的構成ニ関スル第二次命令（三四年一月一日、ホ六卷一六二頁）
- 20、同右第三次命令（三四年二月一日、ホ六卷一六四頁）
- 21、同右第四次命令（三五年二月四日、ホ一二卷五六〇頁）

三

22. 同右第一次命令及び第三次命令ノ補充命令(三六年六月二三日 木一九卷二九七頁)
23. 農産物取引業ノ経営及び農産物ノ加工及び変造ヲドイツ國食糧職分團ニ申告スル事ニ関スル命令(三四年七月六日 木九卷二五七頁)
24. 同右(三四年八月二日 木一〇卷四八一頁)
25. 同右(三四年九月一三日 木一〇卷四八二頁)
26. ドイツ國食糧職分團ノ秩序罰タル料料取立ニ関スル命令(三四年七月二日 木九卷二五八頁)
27. ドイツ國食糧職分團ノ指令及び指定ノ公布ニ関スル命令(三四年一月九日 木一一卷三四七頁)
28. ドイツ國食糧職分團ノ職員ニ對スル服務刑法ニ関スル命令(三五年六月八日 木一四卷三五二頁)
29. ドイツ國食糧職分團ノ俸給規則(三六年九月一四日 木二一卷三七九頁)
30. ドイツ國食糧職分團ニ於ケル配給者ノ職務促進命令(三八年七月一四日)

31. 家畜業ニ関スル命令(三七年一月二五日 木二二卷五六九頁)

聯合組合

32. 製粉聯合組合 (*Zusammenschluss*)ニ関スル法律(三三年九月一五日 木四卷三八〇頁)
33. 裸麥及び小麥製粉聯合組合ニ関スル命令(三三年一月五日 木五卷五八四頁)
34. 同右第二次命令(三四年三月三日 木七卷二九二頁)
35. 同右変更命令(三四年一月一日 木一〇卷五〇二頁)
36. 同右変更命令(三五年四月三日 木一三卷三二七頁)
37. 裸麥及び小麥製粉聯合組合ニ関スル新命令(三五年七月一日 木一四卷三五四頁)

- 38 果實及ビ野菜利用産業聯合組合ニ関スル法律(三三年一月五日、木五卷五九一頁)
- 39 同右変更命令(三四年一月一三日、木一〇卷五五〇頁)
- 40 牛乳及ビクリーム煉製品並ビニ乾酪素生産者組合ノ形成ニ関スル命令(三三年一月一四日、木四卷四四七頁)
- 41 ドイツ牛乳經濟聯合組合ニ関スル命令(三四年三月二七日、木七卷三〇二頁)
- 42 同右変更命令(三六年一月二二日、木一八卷三八一頁)
- 43 ドイツ牛乳經濟聯合組合ニ関スル命令(三六年四月一七日、木一八卷三八二頁)
- 44 ドイツ牛乳及ビ脂肪聯合組合ニ関スル命令(三八年七月二九日、木二八卷五二三頁)
- 45 澱粉産業(Stärkeindustrie)聯合組合ニ関スル命令(三四年四月三日、木八卷二三三頁)

- 46 同右補充命令(三四年六月二〇日、木九卷二六〇頁)
- 47 馬鈴薯屑(Kartoffelkleber)生産者聯合組合ニ関スル命令(三四年一月一八日、木一〇卷五三六頁)
- 48 馬鈴薯經濟聯合組合ニ関スル命令(三五年四月一八日、木一三卷三二九頁)
- 49 同右変更命令(三五年七月二日、木一四卷三六〇頁)
- 50 同右変更命令(三六年四月九日、木一八卷三八〇頁)
- 51 マルガリン及ビ人造食用脂肪工業聯合組合ニ関スル命令(三四年七月二三日、木九卷四〇二頁)
- 52 混合飼料生産者聯合組合ニ関スル命令(三四年八月二一日、木一〇卷五一一頁)
- 53 ドイツ砂糖工業經濟聯合會ノ定款変更ニ関スル告示(三三年三月二四日、木一卷二七二頁)
- 54 ドイツ砂糖經濟聯合組合ニ関スル命令(三四年一月一〇日、木一一卷三四八頁)

55. ドイツ園藝栽培経済聯合組合ニ関スル命令(三五年二月二七日、ホ一ニ卷五七四頁)

56. 同右変更命令(三五年六月三日、ホ一四卷三五三頁)

57. 同右第二次命令(三五年九月二日、ホ一五卷二七九頁)

58. ドイツ園藝栽培経済聯合組合ニ関スル命令(三六年一月二一日、ホ二。卷四。五頁)

59. 同右変更命令(三七年四月九日、ホ二三卷三八二頁)

60. 同右第二次変更命令(三七年七月二八日、ホ二四卷四二七頁)

61. ドイツ葡萄栽培経済聯合組合ニ関スル命令(三六年一月二一日、ホ二。卷四一。一頁)

62. ドイツ魚類産業聯合組合ニ関スル命令(三四年一月二六日、ホ六卷一六八頁)

63. 同右変更命令(三四年九月四日、ホ一。卷五六三頁)

64. ドイツ魚類経済聯合組合ニ関スル命令(三五年四月一日、ホ一三卷三二四

頁)

65. 同右変更命令(三七年四月三日、ホ二三卷三八三頁)

66. ドイツビール醸造経済聯合組合ニ関スル命令(三五年四月一八日、ホ一三卷三三四頁)

67. 原料ココア加工業ノ監理官ノ任命ニ関スル命令(三四年七月一二日、ホ九卷二五八頁)

68. 菓子類経済聯合組合ニ関スル命令(三五年六月七日、ホ一四卷三六一頁)

69. ドイツ鶏卵経済聯合組合ニ関スル命令(三五年一月二二日、ホ一六卷三七五頁)

70. 森林及び木材経済聯合組合ニ関スル命令(三六年一月二〇日、ホ二〇卷四〇二頁)

71. 同右補充命令(三八年七月七日、ホ二七卷三六九頁)

ドイツ手工業

72. ドイツ手工業ノ暫定の建設ニ関スル法律(三三年一月二九日、ホ五卷五六八頁)

73. ドイツ手工業ノ暫定の建設ニ関スル第一次命令(三四年六月一五日、ホ八卷一九六頁)

74. 同右施行令(三六年一月二二日、ホ二一巻二三二頁)

75. 同右第二次命令(三五年一月一八日、ホ一二巻三九一頁)

76. 同右施行告示(三五年二月四日、ホ一二巻三九二頁)

77. 同右補充命令(三六年一月七日、ホ二〇巻三五二頁)

78. 同右変更命令(三九年二月八日、ホ三一巻四八四頁)

79. 同右第三次命令(三五年一月一八日、ホ一二巻三九三頁)

80. 手工業的ニ經營サレ得ル營業ノ告示(三四年一月六日、ホ一一巻三二六

頁)

81. 手工業的ニ經營サレ得ル營業表ノ変更ニ関スル指令(三六年七月一七日、ホ二〇巻三五二頁)

82. 同右(三七年一月一八日、ホ二二巻五一〇頁)

83. ドイツ手工業及び中小工業會議所ニ関スル規定ノ変更及び補充命令(三四年一月九日、ホ一一巻三二九頁)

84. 商工會議所ニ関スル命令(三四年八月二〇日、ホ一〇巻三九九頁)

カルテル

参考、經濟的優位濫用ニ對スル命令(カルテル命令)(二三年一月二日、ラゲブ一巻一〇六七頁)

参考、司法及び行政ノ領域ニ於ケル方策ニ関スルドイツ國大統領命令(三二年六月一四日、ラゲブ一巻二八五、二八九頁)

- 一二
- 85. カルテル命令ノ変更ニ関スル法律（三三年七月一五日、本三卷四二四頁）
 - 86. 強制カルテル設立ニ関スル法律（三三年七月一五日、本三卷四二六頁）
 - 87. 同右施行令（三三年一〇月六日、本四卷二九五頁）
 - 88. カルテル命令ノ変更命令（三四年九月五日、本一〇卷四〇七頁）

第二、生産配給統制法規

一 概

- 頁）
- 1. 工業原料及ビ半製品取引ニ関スル法律（三四年三月二二日、本七卷二五一頁）
 - 2. 同右変更命令（三四年七月一三日、本九卷二二〇頁）
 - 3. 同右第一次施行令（三四年三月二四日、本七卷二五二頁）
 - 4. 同右第二次施行令（三四年三月二六日、本七卷二五二頁）
 - 5. 同右第三次施行令（三四年三月二六日、本七卷二五三頁）
 - 6. 同右第四次施行令（三四年四月九日、本七卷二五三頁）
 - 7. 同右第五次施行令（三四年五月三日、本八卷一八六頁）
 - 8. 同右第六次施行令（三四年五月一八日、本八卷一八七頁）
 - 9. 同右第七次施行令（三四年五月三〇日、本八卷四三二頁）

- 10 同右第九次施行令(三四年六月二九日、本九卷二二一頁)
- 11 同右第一〇次施行令(三四年八月二七日、本一〇卷四一七頁)
- 12 商品取引ニ関スル命令(三四年九月四日、本一〇卷四二七頁)
- 13 同右補充命令(三七年六月二八日、本二四卷三五二頁)
- 14 同右第二次補充命令(三九年八月一八日、本三三卷一五〇頁)
- 15 商品取引ニ関スル命令ノ第一次施行令(三七年一〇月二〇日、本二五卷三五三頁)
- 16 商品取引ニ関スル新命令(三九年八月一八日、本三三卷一五一頁)
- 17 管理局設置ニ関スル命令(三四年九月四日、本一〇卷四三二頁)
- 18 貴金屬管理局設置ニ関スル命令(三五年七月一二日、本一四卷二九二頁)
- 19 コーヒ管理局設置ニ関スル命令(三七年三月二二日、本二二卷五二五頁)
- 20 商品取引中央管理局ノ告示(三九年八月一八日、本三三卷一五六頁)
- 21 油類及ビ脂肪ノ中央局(Reichsstelle)設立ニ関スル命令(三三年四月四日、本一卷二九九頁)

- 22 玉蜀黍中央局ノ変化ニ関スル法律(三三年五月三日、本二卷三〇〇頁)
- 23 同右效力發生ニ関スル命令(三三年六月二六日、本三卷五八〇頁)
- 24 同右第二次施行令(三五年一〇月三一日、本一五卷二八七頁)
- 25 獸類中央局設置ニ関スル告示(三四年三月二六日、本七卷三二四頁)
- 26 褐炭經濟ニ於ケル經濟的義務協同態設立ニ関スル命令(三四年九月二八日、本一〇卷四〇四頁)
- 27 同右施行命令(三四年一〇月二三日、本一〇卷四〇五頁)
- 28 ドイツ弱電流ランプ製造業者聯合体形成ニ関スル命令(三五年三月一日、本一二卷三八八頁)
- 29 建築用石材及ビ煉瓦ノフランデンスブルグ縣管理所(märkische Treuhänderstelle)ノ設置ニ関スル指令(三八年六月二一日、本二七卷三〇七頁)
- 30 ザクセン煉瓦製品配給局設置ニ関スル指令(三九年二月一〇日、本三一卷四九〇頁)

食料品

(穀類)

- 31 穀種ニ関スル命令(三十四年三月二十六日 本七卷二九八頁)
- 32 穀物經濟秩序法(三十四年六月二十七日 本九卷二九六頁)
- 33 穀物經濟秩序命令(三十四年七月十四日 本九卷二九九頁)
- 34 同右変更命令(三十四年一月一日 本一〇卷五〇二頁)
- 35 同右第二次変更命令(三十五年三月一日 本一三卷三六〇頁)
- 36 同右変更命令(三十五年四月三日 本一三卷三七七頁)
- 37 同右変更命令(三十五年七月一日 本一四卷三九五頁)
- 38 穀物經濟秩序新命令(三十五年七月一日 本一四卷三九五頁)
- 39 穀物經濟秩序命令ノ変更命令(三十六年七月一日 本一九卷三一二頁)
- 40 同右(三十六年一月六日 本二〇卷四二八頁)

- 41 同右(三十六年一月二十五日 本二一卷四七六頁)
- 42 同右(三十七年六月二六日 本二三卷四六二頁)
- 43 同右(三十八年二月一日 本二六卷四三二頁)
- 44 同右(三十八年七月七日 本二七卷三六二頁)
- 45 同右(三十九年二月二八日 本三一卷五九七頁)
- 46 同右(三十九年六月三日 本三二卷三七六頁)
- 47 穀物出廻ノ促進ニ関スル法律(三十四年一月二十四日 本一〇卷五一頁)
- 48 新玉蜀黍法ノ告示(三十四年一月五日 本一〇卷五一九頁)
- 49 同右施行令(三十四年一月五日 本一〇卷五二三頁)
- 50 玉蜀黍法ノ変更命令(三十六年二月二八日 本一八卷三八八頁)
- 51 スープ用小麥(*Grünkorn*)ノ生産及び販賣ノ規制命令(三十四年七月七日 本九卷四二二頁)
- 52 火酒生産用裸麥及び小麥ノ利用(*Verwendung*)ニ関スル命令(三十六年一月二七日 本二一卷四七八頁)

53. 火酒生産用ノ穀物ノ使用ニ関スル命令(三十七年六月二十六日、ホニ三卷四六五頁)

54. 同右変更命令(三十八年七月二日、ホニ八卷五三三頁)

55. 裸麥、小麥及び其製品ノ飼料トシテノ使用ニ関スル命令(三十七年一月九日、ホニ二卷五九七頁)

56. パン用穀物ノ需要保全ノ命令(三十七年七月二日、ホニ四卷四三八頁)

(パン)

57. パンニ関スル法律ノ変更法(三十五年五月三日、ホ一三卷三六〇頁)

58. パンニ関スル法律ノ補充命令(三十六年一月一日、ホ一八卷三八八頁)

59. 同右第二次命令(三十七年二月二七日、ホニ二卷五九八頁)

60. 同右第三次命令(三十七年六月二六日、ホニ三卷四六七頁)

61. パンニ関スル法律ノ補充命令(三十八年四月八日、ホニ六卷四三四頁)

62. 同右第五次命令(三十八年八月三一日、ホニ八卷五三二頁)

63. パンニ関スル法律ノ第四條ノ廃止ニ関スル命令(三十八年一月一日、ホニ八卷五三二頁)

(馬鈴薯)

64. 馬鈴薯ノ澱粉及び脱脂乳(Magermilch)ノ使用ニ関スル法律(三三年九月一二日、ホ四卷四三六頁)

65. 同右変更法(三三年一月一四日、ホ五卷六六三頁)

66. 馬鈴薯ノ澱粉及び脱脂乳ノ使用ニ関スル法律ノ第一次施行令(三三年九月一九日、ホ四卷四三九頁)

67. 同右第二次施行令(三三年一月一三日、ホ四卷四四一頁)

68. 同右第三次施行令(三三年一月一五日、ホ五卷六六四頁)

69. 同右第四次施行令(三四年二月九日、ホ六卷一九九頁)

70. 早生馬鈴薯(Sprikhaatoffel)ノ販賣ニ関スル命令(三四年二月一七日、ホ六卷一九九頁)

- 71. 同右変更命令（三十四年五月九日、ホ八卷二九〇頁）
- 72. 同右第二次変更命令（三十四年五月二十九日、ホ八卷二九一頁）
- 73. 同右第三次変更命令（三十四年七月一日、ホ九卷四一四頁）
- 74. 早生馬鈴薯ノ販賣ニ関スルドイツ國食糧職分團ノ指令（三十四年四月一日、ホ七卷三一三頁）
- 75. 馬鈴薯ノ販賣規制ニ関スル命令（三十四年七月三十一日、ホ九卷四一四頁）
- 76. 馬鈴薯ノ販賣規制ニ関スルドイツ國食糧職分團ノ指令（三十四年八月一日、ホ九卷四一五頁）
- 77. 同右（三十四年八月一日、ホ九卷四一六頁）
- 78. 同右（三十四年八月三日、ホ一〇卷五三四頁）
- 79. 同右（三十四年九月二日、ホ一〇卷五三四頁）
- 80. 同右（三十四年一月二日、ホ一〇卷五三五頁）
- 81. 同右（三十四年一月二七日、ホ一〇卷五三六頁）

（野菜及び果實）

- 82. ドイツ國藝生産物ノ販賣規制法（三十四年七月一日、ホ三卷五八八頁）
- 83. 同右変更法（三十四年一月三十一日、ホ一〇卷五九七頁）
- 84. 園藝生産物ノ市場規制ニ関スル命令（三十四年六月二日、ホ九卷四一九頁）
- 85. 同右指令（三十四年七月四日、ホ九卷四二〇頁）
- 86. 食用球葱ノ販賣ニ関スルドイツ國園藝生産物販賣規制委員ノ指令（三十四年八月一日、ホ九卷四二〇頁）
- 87. シユレースヰイヒ・ホルスタイン及ビブラウンシユバイク州農民組合ノ領域ニ於ケル食用球葱ノ販賣ニ関スルドイツ國園藝生産物販賣規制委員ノ指令（三十四年九月二六日、ホ一〇卷五四五頁）
- 88. 園藝生産物及ビ葡萄栽培生産物ノ取引ニ関スル法律（三十六年九月三日、ホ二〇卷四二一頁）
- 89. 同右経過命令（三十六年九月三日、ホ二〇卷四二四頁）

- 90 同右第二次命令(三十七年一月二三日、本二二卷五九五頁)
 - 91 同右第三次命令(三十七年三月四日、本二二卷五九五頁)
 - 92 同右第四次命令(三十七年八月一二日、本二四卷四三七頁)
 - 93 同右第五次命令(三十七年一〇月二二日、本二五卷四三四頁)
 - 94 葡萄栽培生産物ノ市場統制ニ関スル命令廢止ノ命令(三十六年一月三十一日、本二二卷五九四頁)
 - 95 葡萄類ノ栽培ニ関スル命令(三十七年三月六日、本二二卷五九六頁)
 - 96 莢豆類ノ販賣規制命令(三十四年八月一日、本一〇卷五四八頁)
 - 97 甜菜ノ販賣規制ニ関スル命令(三十四年五月一八日、本八卷三一〇頁)
- (牛乳及ビ乳製品)
- 98 牛乳法變更命令(三三年三月二日、本一卷三〇六頁)
 - 99 牛乳法變更法(三三年五月一日、本二卷三一二頁)
 - 100 同右第二次法律(三三年七月二〇日、本三卷五八五頁)

- 101 牛乳法第二次施行令(三三年一月八日、本五卷六六九頁)
- 102 同右第三次施行令(三十四年四月三日、本七卷三〇二頁)
- 103 同右第四次施行令(三十四年一月二〇日、本一〇卷三九〇頁)
- 104 同右第五次施行令(三十六年四月二五日、本一八卷三八九頁)
- 105 同右第六次施行令(三十七年三月三十一日、本二三卷四六七頁)
- 106 同右第七次施行令(三十九年六月一二日、本三二卷三七八頁)
- 107 乳製品取引法(三三年一月二〇日、本五卷六六九頁)
- 108 乳製品取引令(三三年一月二二日、本五卷六七三頁)
- 109 同右變更命令(三十四年一月三十一日、本六卷二〇二頁)
- 110 同右第二次變更命令(三十五年一月九日、本一二卷五九八頁)
- 111 乳製品第二次取引令(三十四年三月九日、本七卷三一〇頁)
- 112 乳製品及ビ鶏卵ノ輸入輕減ニ関スル命令(三十四年一月一七日、本六卷二〇一頁)
- 113 同右變更命令(三十四年五月二五日、本八卷二七〇頁)

114 乳製品及び鶏卵ノ輸入軽減ニ関スル第二次命令(三四年二月三日、木六卷二〇三頁)

115 チーズ命令(三四年二月二〇日、木六卷二〇三頁)

116 同右效力発生ニ関スル命令(三四年四月一二日、木七卷三〇二頁)

117 同右第一次施行告示(三四年六月八日、木八卷二六八頁)

118 チーズ命令ノ変更命令(三七年一月一三日、木二五卷四三七頁)

119 バター命令(三四年二月二〇日、木六卷二〇九頁)

120 同右第一次施行告示(三四年三月二八日、ラア七五號)

121 バター命令ノ変更命令(三四年一月一五日、木一〇卷三九一頁)

122 バター命令ノ第三次施行告示(三七年四月一〇日、木二三卷四六八頁)

(鶏卵)

(参考) 鶏卵命令(三二年三月一七日、ラゲ工一四六頁)

123 鶏卵命令変更ノ法(三三年五月一七日、木二卷三一二頁)

124 鶏卵命令変更ノ命令(三四年六月八日、木八卷二八七頁)

125 鶏卵命令ノ施行命令(三七年四月二日、木二三卷四四二頁)

126 鶏卵取引ニ関スル法律(三三年一月二〇日、木五卷六七九頁)

127 同右施行命令(三三年一月二二日、木五卷六八二頁)

128 同右変更命令(三四年一月三十一日、木六卷二一五頁)

129 鶏卵市場ノ規制ニ関スル命令(三三年一月二二日、木五卷六八六頁)

130 同右変更命令(三四年四月一〇日、木七卷三一二頁)

131 鶏卵市場ノ規制ニ関スル第二次命令(三四年五月三日、木八卷二七三頁)

132 鶏卵市場規制ノ第一次指令(三四年二月三日、木六卷二一五頁)

133 ドイツ國食糧職分團ノ鶏卵市場規制第二次指令(三四年五月九日、木八卷二八五頁)

(獸類)

134 家畜及び獸肉ノ取引ニ関スル法律ノ変更法(三三年五月五日、木二卷三〇

三頁

- 135 獸類及び其生産物ノ取引法(三四年三月二三日、ホ七卷三一五頁)
- 136 同右施行令(三四年三月二四日、ホ七卷三一九頁)
- 137 同右第二次施行令(三四年五月一八日、ホ八卷二九一頁)
- 138 同右第三次施行令(三五年一〇月四日、ホ一五卷二八八頁)
- 139 同右第四次施行令(三八年四月一四日、ホ二七卷三六五頁)
- 140 同右第五次施行令(三八年一二月二一日、ホ二九卷五一九頁)
- 141 同右第六次施行令(三九年六月二三日、ホ三二卷三七九頁)
- 142 獸類ノ輸入軽減ニ関スル命令(三四年三月二六日、ホ七卷三二七頁)
- 143 屠畜取引ノ規制命令(三四年六月九日、ホ八卷二九二頁)
- 144 同右第二次命令(三四年八月一八日、ホ一〇卷五二六頁)
- 145 同右第三次命令(三四年八月二七日、ホ一〇卷五二七頁)
- 146 屠畜取引ノ規制命令(三五年二月二七日、ホ一二卷五九八頁)
- 147 同右第二次命令(三五年七月四日、ホ一四卷四一二頁)

- 148 同右第三次命令(三六年四月八日、ホ一八卷三九〇頁)
- 149 用畜及び種畜ノ取引ニ関スル命令(三五年一月二二日、ホ一六卷三八五頁)

- 150 同右変更命令(三七年九月六日、ホ二四卷四四一頁)
- 151 家畜経済及び國內飼料生産ノ促進法(三四年八月九日、ホ九卷三九九頁)
- 152 家畜ノ奨励ニ関スル命令(三七年六月七日、ホ二三卷四六九頁)
- 153 同右效力発生ニ関スル命令(三七年八月二日、ホ二四卷四四一頁)
- 154 家畜ノ奨励ニ関スル命令及び同上効力発生ニ関スル命令ノ変更命令(三八年二月一五日、ホ二六卷四三四頁)

(脂肪及び油類)

- 155 國産橄欖ノ種(Oleaster)ノ使用ニ関スル命令(三三年二月二四日、ホ一卷二九〇頁)
- 156 國産動物脂肪及び國産飼料ノ使用奨励ノ第二次命令(三三年三月二三日、

- 157 油類及ビ脂肪ノ取引ニ関スル命令(三三年四月四日、ホ一巻三〇〇頁)
- 158 同右第二次命令(三三年六月二日、ホ三巻五七九頁)
- 159 同右第三次命令(三四年二月一八日、ホ六巻一九六頁)
- 160 同右第四次命令(三四年五月八日、ホ八巻二七一頁)
- 161 油類及ビ脂肪、乳製品、鶏卵、獸類及ビ其生産物及ビ園藝及ビ葡萄栽培生産物取引法ノ施行令ノ変更命令(三九年三月二七日、ホ三一巻五九八頁)
- 162 ベーコン(Spice)、リード(Schmalz)及ビ其他動物脂肪へノ脂肪管理ノ擴大ニ関スル命令(三四年二月一八日、ホ六巻一九四頁)
- 163 同右告示(三四年二月二日、ホ六巻一九四頁)
- 164 脂肪購入規制ノタメノドイツ國政府ノ措置ニ関スル命令——家計証明及ビ經營証明ノ作成(三六年一月三日、ホ二七巻四七〇頁)
- 165 マルガリン工場及ビ擦油所ノ生産物ノ工業生産ニ関スル命令(三三年三月二三日、ホ一巻二九七頁)

- 166 同右第二次命令(三三年六月二日、ホ三巻五七八頁)
- 167 同右第三次命令(三三年九月二三日、ホ四巻四一七頁)
- 168 同右(三四年一〇月二三日、ホ一〇巻五三一頁)
- 169 マルガリン工場及ビ擦油所ノ生産物取引ニ関スル命令(三三年四月一三日、ホ一巻三〇三頁)
- 170 同右第二次命令(三三年五月一日、ホ二巻二九九頁)
- 171 輸出用マルガリンノ生産ニ関スル命令(三四年五月一八日、ホ八巻二七二頁)
- 172 人造腸詰皮(KunstLeder)製造制限ニ関スル指令(三六年一月二日、ホ二巻二四四頁)
- 173 同右(三八年一月二日、ホ二九巻三二八頁)

(塩)

- 174 塩工業領域ニ於ケル市場規制指令(三三年一月二三日、ホ五巻四五二頁)

- 175 同右(三四年三月一三日、木七卷二四八頁)
- 176 採塩設備ノ新設及ビ擴張禁止ニ関スル指令(三八年一月二七日、木二九卷三三一頁)

(酒類)

- 177 火酒製造ノ經營ニ関スル指令(三八年九月三日、木二八卷四七八頁)
- 178 同右(三九年一月三日、木三一卷四八七頁)
- 179 葡萄栽培生産品ニ對スル市場規制指令(三四年一月三日、木一一卷三九八頁)
- 180 葡萄園ノ新設備ノ規制指令(三四年一月二日、木一一卷三九九頁)
- 181 ホツブ栽培園ノ規制指令(三三年七月五日、木三卷五八一頁)
- 182 同右第二次命令(三四年六月七日、木八卷三〇九頁)
- 183 封印ホツブ(*Siegelhofen*)ノ販賣ニ関スル命令(三三年一月六日、木五卷六六五頁)

- 184 ホツブノ生産及ビ販賣ノ規制ニ関スル命令(三四年八月一六日、木一〇卷五四六頁)
- 185 同右第二次命令(三五年二月八日、木一二卷五九八頁)
- 186 飲料用火酒ノ製造、販賣、價格及ビ價格差益ノ規制ニ関スル命令(三八年一月一三日、木二八卷五三〇頁)

金 屬

(鐵鋼)

- 187 鐵及ビ鋼ニ関スル命令(三四年八月一三日、木九卷二二四頁)
- 188 針金、針金鉄及ビ彈機ノ鑄鐵圧延線(*Stahlschmelzwerk*)加工ニ於ケル市場規制指令(三三年一月七日、木四二九七頁)
- 189 同右(三四年二月一九日、木六卷一四三頁)
- 190 同右(三四年六月二九日、木九卷二〇九頁)

- 191 同右(三四年九月二八日、ホ一〇卷四一〇頁)
- 192 同右(三五年七月二九日、ホ一四卷二九〇頁)
- 193 同右第七次指令(三九年五月二六日、ホ三二卷二九三頁)
- 194 四角金網ノ市場規制指令(三四年一月八日、ホ六卷一三四頁)
- 195 同右(三四年九月二八日、ホ一〇卷四〇八頁)
- 196 同右(三五年九月五日、ホ一五卷二三八頁)
- 197 同右第二次指令(三六年一月六日、ホ二一卷二三七頁)
- 198 同右第三次指令(三八年九月三日、ホ二八卷四八一頁)
- 199 針金工業ニ於ケル市場規制指令(三六年一月五日、ホ二一卷二三五頁)
- 200 鋸鐵製造制限ニ関スル指令(三四年六月二二日、ホ九卷二一二頁)
- 201 鋼鐵管及ビ其合金製管ノ製造制限ニ関スル指令(三四年八月二三日、ホ一〇卷四一四頁)
- 202 同右(三五年六月七日、ホ一四卷二八六頁)
- 203 同右第二次指令(三六年一月二四日、ホ二一卷二四一頁)

- 204 同右第三次指令(三八年一月二三日、ホ二九卷三三〇頁)
- 205 鼠色鉄鐵礦物(Spaugur)製造ニ於ケル市場規制指令(三五年一月三日、ホ一六卷三一三頁)
- 206 同右第二次指令(三七年一月一六日、ホ二五卷三三七頁)
- 207 鐵及ビ鋼鐵業ノ大企業擴張制限ニ関スル指令(三八年一月二七日、ホ二九卷三二七頁)
- 208 同右第二次指令(三九年二月一日、ホ三一卷四八八頁)
- 209 ドイツ鉄工業ノ計畫的完成確保ノタメノ指令(三七年九月一六日、ホ二四卷三四七頁)
- 210 同右第二次指令(三七年一月二九日、ホ二五卷三三六頁)
- (非鐵金屬)
- 211 非貴金屬ニ関スル命令(三四年三月二六日、ホ七卷二五七頁)
- 212 同右第二次命令(三四年四月二八日、ホ八卷一八八頁)

- 213 亜鉛圧延製品製造制限ニ関スル指令(三十四年二月二十四日、ホ六卷一四四頁)
- 214 同右(三十六年二月二日、ホ一八卷三三五頁)
- 215 同右(三十六年一月二四日、ホ二一卷二三四頁)
- 216 同右(三十七年一月二一日、ホ二五卷三三九頁)
- 217 同右(三十八年一月三日、ホ二九卷三三四頁)
- 218 白鉛、鉛丹及び黄色酸化鉛、亜鉛白、リトポン、有色顔料(Buntfarben)、無機天然顔料(Erdfarben)ノ製造制限ニ関スル指令(三十四年七月三日、ホ九卷三六頁)
- 219 同右(三十五年六月一日、ホ一四卷二八七頁)
- 220 同右変更ニ関スル指令(三十六年一月二八日、ホ二一卷二四三頁)
- 221 同右第四次指令(三十八年一月二九日、ホ二九卷、三三二頁)
- 222 圧迫(Gepresst)及び圧延鉛製品ノ製造制限ニ関スル指令(三十四年七月三十一日、ホ九卷二一七頁)
- 223 同右(三十五年六月二五日、ホ一四卷二八八頁)

W

- 224 同右適用期間延長ニ関スル指令(三十六年一月二四日、ホ二一卷二四二頁)
- 225 同右第四次指令(三十七年一月二一日、ホ二五卷三三九頁)
- 226 同右第五次指令(三十八年一月三日、ホ二九卷三三四頁)
- 227 金属鑄物製造領域ニ於ケル市場規制指令(三十六年九月一日、ホ二〇卷三五七頁)
- 228 同右第二次指令(三十七年一月一八日、ホ二五卷三三八頁)
- 229 アルミナ及びアルミニウム工場ノ設立ニ関スル指令(三十九年五月八日、ホ三二卷二八九頁)
- 230 マグネシウム金属生産設備ノ新設及び擴張ニ関スル指令(三十九年五月一日、ホ三二卷二九二頁)

(石炭)

- 231 石炭経済規定ノ変更ニ関スル法律(三十三年四月二一日、ホ二卷二五五頁)
- 232 石炭経済ニ関スル規定ノ廃止ニ関スル命令(三十三年五月一九日、ホ二卷二

五八頁)

- 233 泥炭屑及び粉末採出設備ノ新設及び擴張禁止ニ関スル指令(三四年五月一日、ホ八卷一八二頁)
- 234 同右(三六年一月二六日、ホ二一卷二三八頁)

(石油)

- 235 ガソリンスタンド網(Tankstellennetz)ノ制限ニ関スル指令(三四年七月二四日、ホ九卷二一五頁)
- 236 同右延期指令(三五年六月一九日、ホ一四卷二八七頁)
- 237 同右第三次指令(三七年六月一日、ホ二三卷三三三頁)
- 238 同右延期指令(三九年六月二八日、ホ三二卷二九八頁)
- 239 石油槽新設ニ関スル指令(三八年六月一五日、ホ二七卷三〇七頁)
- 240 石油生産設備新設制限ニ関スル指令(三八年八月二四日、ホ二八卷四七七頁)

(ゴム)

- 241 彈性ゴムニ関スル命令(三四年五月九日、ホ八卷一八九頁)
- 242 自動車タイヤ工業ニ於ケル市場規制指令(三四年七月一日、ホ九卷二二二頁)
- 243 同右(三四年一月三日、ホ一一卷二一九頁)
- 244 同右(三五年七月一日、ホ一四卷二八九頁)
- 245 同右(三五年八月一七日、ホ一五卷二三八頁)
- 246 古ゴム及び屑ゴム加工企業若クハ經營ノ新設及び擴張ノ制限ニ関スル指令(三八年四月一日、ホ二七卷三〇五頁)
- 247 ゴムノ靴底製造業若クハ經營ノ新設及び擴張ノ制限ニ関スル指令(三九年四月二八日、ホ三二卷二八八頁)

化學製品

- 248 窒素製造設備ノ新設及ビ擴張禁止ニ関スル指令(三十四年一月二十四日、本六卷一三六頁)
- 249 砒素及ビ赤色硫化砒素(Red Arsen)製造制限ニ関スル指令(三十四年三月一二日、本七卷二四八頁)
- 250 過磷酸塩製造設備ノ新設禁止ニ関スル指令(三十四年五月二八日、本八卷一八三頁)
- 251 同右変更指令(三十六年二月二八日、本二一卷二四三頁)
- 252 結晶普達製造制限ニ関スル指令(三十四年一月二三日、本一一卷二二〇頁)
- 253 同右(三十五年二月一六日、本一六卷三〇九頁)
- 254 拘椽酸製造設備新設禁止ニ関スル指令(三十六年三月九日、本一八卷三二七頁)

加里

- 255 加里經濟規定ノ変更ニ関スル法律(三三年四月二一日、本二卷二五八頁)
- 256 加里經濟法(三三年一月一八日、本五卷四三一頁)
- 257 同右施行法(三十四年六月二九日、本九卷一九五頁)

鑛石類

- 258 セメント經濟ニ於ケル市場規制指令(三十四年二月一七日、本六卷一四一頁)
- 259 セメント製造設備新設禁止ニ関スル第一次指令(三十六年二月二九日、本一八卷三三六頁)
- 260 同右第二次指令(三十六年九月二八日、本二〇卷三五五頁)
- 261 同右(三十七年二月九日、本二五卷三三八頁)

- 262 同右(三八年)二月二八日、ホニ九卷三三二頁)
- 263 道路工事、軌道工事及び河川工事用石材採掘設備ノ新設禁止(三四年六月二二日、ホニ九卷二一一頁)
- 264 同右(三五年)二月二三日、ホニ六卷三一〇頁)
- 265 同右第五次指令(三六年)二月二九日、ホニ二卷二四四頁)
- 266 未加工寶石、天然寶石及び人造寶石ノ加工規制ニ関スル指令(三四年七月二三日、ホニ九卷二一四頁)
- 267 寶石及びダイヤモンドノ加工ニ関スル指令(三六年)一月二六日、ホニ二卷二三八頁)
- 268 同右第二次指令(三八年)二月二八日、ホニ九卷三三二頁)
- 269 カーボンブラックニ関スル命令(三四年)八月一七日、ホニ〇卷四二五頁)
- 270 カーボンブラック製造設備新設禁止ニ関スル指令(三四年)八月一七日、ホニ〇卷四一三頁)
- 271 同右第二次指令(三七年)三月三十一日、ホニ二卷五一四頁)

- 272 同右第三次指令(三九年)三月二七日、ホニ三卷五〇二頁)
- 273 石炭生産物ノ製造設備新設禁止ニ関スル第二次指令(三五年)二月二三日、ホニ六卷三一頁)
- 274 同右第三次指令(三六年)二月二三日、ホニ二卷二三九頁)
- 275 同右第四次指令(三七年)二月二八日、ホニ五卷三四二頁)
- 276 天然軟玉石採掘ニ関スル指令(三七年)七月二〇日、ホニ四卷三四六頁)
- 277 同右第二次指令(三九年)六月三日、ホニ三卷二九九頁)
- 278 石墨經營ノ新設ニ関スル指令(三八年)八月五日、ホニ八卷四七五頁)
- 279 マグネサイト經營ノ新設ニ関スル指令(三九年)一月一六日、ホニ三卷四八六頁)
- 280 螢石、重晶石及び長石ノ採掘及び選礦ニ関スル指令(三九年)六月一二日、ホニ三卷二九四頁)
- 281 琥珀保護法(三四年)五月三日、ホニ八卷一九一頁)

- 282 新聞印刷用紙ノ市場規制ニ関スル指令(三三年一〇月一九日、木五卷四四九頁)
- 283 木質纖維アル及ビ木質纖維ナキ印刷用紙及ビ寫字用紙製造ノ暫定的市場規制ニ関スル指令(三三年一月一三日、木五卷四五〇頁)
- 284 木質纖維アル及ビ木質纖維ナキ印刷用紙及ビ寫字用紙ノ製造者ノ暫定的市場規制ニ関スル第一次指令(三四年二月一三日、木六卷一三七頁)
- 285 同右第二次指令(三四年二月二七日、木六卷一三七頁)
- 286 紙、ボール紙及ビ機械製厚紙ノ製造制限ニ関スル指令(三四年五月一四日、木八卷一八〇頁)
- 287 紙、厚紙、木材纖維 (Pellstoff) 及ビ製紙原料ノ製造制限ニ関スル指令(三四年一月五日、木一一卷二二〇頁)

- 288 同右(三五年十二月二一日、木一六卷三〇九頁)
- 289 同右第三次指令(三六年十二月二八日、木一一卷二四三頁)
- 290 同右第四次指令(三七年十二月二九日、木二五卷三四四頁)
- 291 同右第五次指令(三八年十二月二三日、木二九卷三三一頁)
- 292 吸取紙及ビ藁紙ノ販賣規制ニ関スル指令(三九年六月一二日、木三二卷二九五頁)

纖維品

- 293 國產羊毛ノ使用奨励法(三三年六月一二日、木三卷五八四頁)
- 294 國產羊毛ノ獲得及ビ販賣ニ関スル命令(三四年一月三〇日、木六卷二〇〇頁)
- 295 同右變更命令(三七年九月八日、木二四卷四四一頁)
- 296 羊毛及ビ其他ノ獸毛ニ関スル命令(三四年三月二六日、木七卷二五四頁)

- 297 シュート擦絲及ビ織物ノ生産制限ニ関スル指令(三三年一月三日、木四卷二九九頁)
- 298 棉花ニ関スル命令(三四年三月二六日、木七卷二五五頁)
- 299 鞞皮織維(Bastfaser)ニ関スル命令(三四年三月二六日、木七卷二五六頁)
- 300 絹織維素命令(三四年七月一九日、木一〇卷四三九頁)
- 301 同右新制定ニ関スル告示(三四年九月六日、木一〇卷四九二頁)
- 302 同右施行令(三四年一月一三日、木一〇卷四四七頁)
- 303 絹織維素命令ノ変更命令(三五年一月四日、木一二卷四〇一頁)
- 304 同右(三五年四月二一日、木一三卷二四七頁)
- 305 綿糸及ビ綿織物ニ関スル命令(三四年八月一七日、木一〇卷四二四頁)
- 306 紡績原料法(三五年一月六日、木一六卷三一五頁)
- 307 同右施行令(三六年一月六日、木一八卷三四〇頁)
- 308 同右(三六年七月一四日、木一九卷二五七頁)

- 309 同右(三六年九月二九日、木二〇卷三六四頁)
- 310 同右(三八年七月五日、木二七卷三二八頁)
- 311 ドイツ養蚕命令(三五年七月八日、木一四卷四一四頁)
- 312 ネクタイ材料機業ノ擴張禁止(三四年八月一六日、木一〇卷四一二頁)
- 313 同右(三五年一月二四日、木一六卷三一二頁)
- 314 ネクタイ材料機業ニ於ケル新設及ビ擴張禁止ノ延期ニ関スル指令(三六年一月二九日、木二一卷二四四頁)
- 315 同右(三七年三月三一日、木二三卷三二四頁)
- 316 同右第四次指令(三七年一月二八日、木二五卷三三四頁)
- 317 同右第五次指令(三八年六月二五日、木二七卷三〇九頁)
- 318 同右第六次指令(三九年三月三日、木三一卷五〇二頁)
- 319 ベルリンニ於ケル被服工業經營ノ新設禁止ニ関スル指令(三七年一月二三日、木二五卷三四〇頁)
- 320 同右第二次指令(三八年一月二一日、木二九卷三二九頁)

木材

- 321 森林及び木材経済域ニ於ケル市場統制法（三五年一月一日、木一五卷二九〇頁）
- 322 同右理由書（木一六卷三八六頁）
- 323 私有林ノ木材販賣規制令（三四年一月一日、木一一卷四〇二頁）
- 324 製材及び木材半製品（Holzhalbwaren）ノ生産規制令（三六年五月六日、木一九卷三二四頁）
- 325 原料木材、製材及び木材半製品ノ販賣規制令（三六年六月一七日、木一九卷三二五頁）
- 326 製材ノ生産及び販賣ニ於ケル規格（Schmittstärken）ノ規制命令（三六年九月四日、木二〇卷四三八頁）
- 327 製紙用木材ノ販賣規制指令（三六年二月一七日、木二一卷四八七頁）

- 328 樹木（aufstehendes Holz）ノ賣却制限令（三六年二月二三日、木二一卷四八七頁）
- 329 最高價申込（Preisgebot）ニヨル円材賣却ノ禁止令（三七年二月一日、木二二卷六〇六頁）
- 330 同右施行令（三七年二月一日、木二二卷六〇七頁）
- 331 円材及び木材半製品配給及び販賣規制指令（三七年四月一日、木二三卷四七〇頁）
- 332 木材ノ精良鉋屑（Holzwolle）ノ製造制限指令（三六年九月一日、木二〇卷三五八頁）
- 333 同右第二次指令（三七年二月二九日、木二五卷三四四頁）
- 334 同右第三次指令（三八年二月二一日、木二九卷三三〇頁）
- 335 木粉製造制限指令（三八年九月一七日、木二八卷四七九頁）
- 336 材木加工工業生産物ノ製造制限指令（三九年六月三日、木三二卷二九九頁）

ガラス

- 337 平板ガラス (Flash glass) 改良制限ニ関スル指令 (三十五年一月八日、ホ一五卷二三九頁)
- 338 同右補充指令 (三十六年一月二三日、ホ二一巻二四〇頁)
- 339 同右 (三十七年一月二七日、ホ二五巻三四二頁)
- 340 同右 (三十八年一月二六日、ホ二六巻三八四頁)
- 341 同右 (三十八年一月二八日、ホ二九巻三二三頁)
- 342 平板ガラス改良規制指令 (三十九年二月一日、ホ三一巻四九三頁)
- 343 同右第二次指令 (三十九年八月一七日、ホ三三巻一四八頁)
- 344 平板ガラス製造規制指令 (三十九年一月三十一日、ホ三一巻四八七頁)
- 345 厚板ガラス (Topelglass) 製造制限ニ関スル指令 (三十八年九月二二日、ホ二八巻四七九頁)

- 346 同右第二次指令 (三十八年一月一九日、ホ二九巻三二六頁)
- 347 化學藥學用ガラス品工業ニ於ケル生産規制ニ関スル指令 (三三年一月一日、ホ五巻四五一頁)
- 348 同右 (三十四年九月二八日、ホ一〇巻四一五頁)
- 349 同右 (三十五年九月二〇日、ホ一五巻二三九頁)
- 350 同右第四次指令 (三十六年九月二九日、ホ二〇巻三五九頁)
- 351 同右第五次指令 (三十八年九月二九日、ホ二八巻四八〇頁)
- 352 化學藥學用ガラス品製造規制指令 (三十九年二月一日、ホ三一巻四九八頁)
- 353 ガラス器具及ビ化學藥學用ガラス品ノ製造及ビ販賣規制指令 (三十九年七月二七日、ホ三三巻一四五頁)
- 354 中空ガラス器 (Wohlglass) ノ市場規制指令 (三十四年二月一五日、ホ六巻一三八頁)
- 355 同右 (三十五年七月二二日、ホ一四巻二八九頁)
- 356 同右 (三十五年一月二六日、ホ一六巻三〇七頁)

- 357 同右第三次補充指令（三六年一月一八日、ホ二一卷二三八頁）
- 358 中空ガラス器製造規制指令（三九年三月一八日、ホ三一卷四九九頁）
- 359 中空ガラス器製造設備ノ新設及ビ擴張禁止ニ関スル指令（三七年三月二五日、ホ二二卷五一三頁）
- 360 同右（三八年六月二八日、ホ二七卷三一〇頁）
- 361 中空ガラス器改良制限ニ関スル指令（三七年一月一二日、ホ二五卷三七頁）
- 362 同右第二次指令（三八年一月二〇日、ホ二九卷三二九頁）
- 363 中空ガラス器改良規制指令（三九年二月一〇日、ホ三一巻四九二頁）
- 364 ガラス器具ノ生産及ビ販賣規制ニ関スル指令（三七年四月二日、ホ二三卷三三四頁）
- 365 同右第二次指令（三八年一月二三日、ホ二九卷三三一頁）
- 366 ガラス器具ノ生産及ビ販賣規制指令（三九年二月一〇日、ホ三一巻四九四頁）

- 367 同右第二次指令（三九年四月一二日、ホ三二卷二八八頁）
- 368 ガラス製小物製造規制指令（三九年二月一〇日、ホ三一巻四九七頁）
- 369 ガラス製小物ノ原料ガラス製造規制指令（三九年三月一八日、ホ三一巻五〇〇頁）

魔法壘

- 370 魔法壘ノ市場規制ニ関スル指令（三五年二月一五日、ホ一二卷三八七頁）
- 371 同右（三五年一月二七日、ホ一六卷三〇六頁）
- 372 同右第三次指令（三六年五月四日、ホ一九卷二五三頁）
- 373 同右第四次指令（三六年一月二三日、ホ二一卷二三四頁）
- 374 同右第五次指令（三七年一月二九日、ホ二五卷三四五頁）
- 375 同右第六次指令（三八年一月二一日、ホ二九卷三二九頁）
- 376 魔法壘ノ製造規制指令（三九年二月一〇日、ホ三一巻四九七頁）

煙草

- 377 煙草工業ニ於ケル機械使用制限ニ関スル法律（三三年七月一五日、木三卷四四六頁）
- 378 同右第一次施行令（三三年七月二八日、木三卷四五二頁）
- 379 同右第二次施行令（三三年八月五日、木三卷四五二頁）
- 380 卷煙草工業ニ於ケル暫定の市場規制指令（三四年四月一九日、木七卷二四九頁）
- 381 同右（三四年九月二六日、木一〇卷四一一頁）
- 382 同右（三四年九月三日、木一三卷二四五頁）
- 383 煙草工業ニ於ケル暫定の市場規制指令（三四年六月八日、木八卷一八四頁）
- 384 同右（三四年一月二七日、木一一卷二一八頁）
- 385 同右（三五年三月二八日、木一三卷二四五頁）

- 386 煙草ニ関スル命令（三四年八月二七日、木一〇卷四二六頁）
- 387 煙草栽培ノ規制命令（三五年二月二七日、木一二卷六一一頁）
- 388 卷煙草製造制限ニ関スル命令（三八年三月一日、木二六卷三八五頁）

電線

- 389 強電流用電線及ビ絶緣体ノ製造制限ニ関スル指令（三四年二月二四日、木大卷一四三頁）
- 390 同右（三四年一月二八日、木一二卷三八七頁）
- 391 同右（三五年六月二九日、木一四卷二八五頁）
- 392 同右第四次指令（三六年六月二九日、木一九卷二五四頁）
- 393 同右第五次指令（三六年七月三日、木二〇卷三五六頁）
- 394 同右第六次指令（三七年六月二九日、木二三卷三三四頁）
- 395 同右第七次指令（三八年六月二七日、木二七卷三一〇頁）

396 同右第八次指令（三十九年六月一九日、本三二卷二九七頁）

五四

電球

397 三〇ボルト以下ノ白熱燈製造制限ニ関スル指令（三三年一月二日、本五卷四五〇頁）

398 同右（三四年三月二八日、本七卷二四七頁）

399 同右第三次指令（三六年六月二〇日、本一九卷二五三頁）

自動車

400 自動車部分品及ビ附屬品ノ製造制限ニ関スル指令（三六年七月三日、本九卷二五四頁）

401 同右第二次指令（三七年一月二七日、本二五卷三四二頁）

402 同右第三次指令（三八年一月三日、本二九卷三三三頁）

ラヂオ

403 ラヂオ受信機製造制限ニ関スル指令（三四年五月一五日、本八卷一八一頁）

404 同右第二次指令（三六年一月二四日、本二一卷二四〇頁）

405 同右第三次指令（三七年一月一八日、本二五卷三三八頁）

406 同右第四次指令（三八年一月二八日、本二六卷三八五頁）

407 ラヂオ經濟ノ市場規制契約ノ延長ニ関スル指令（三八年三月二八日、本二六卷三八六頁）

408 ラヂオ真空管製造制限ニ関スル指令（三八年一月三日、本二九卷三三四頁）

時計

- 409 時計製造制限ニ関スル指令(三四年三月六日、本七卷二四七頁)
- 410 同右(三五年一月二三日、本一六卷三一頁)
- 411 腕時計及び其部分品ノ製造制限ニ関スル指令(三七年一月二四日、本二五卷三四一頁)

タイプライター

- 412 タイプライター製造制限ニ関スル指令(三六年一月一日、本二〇卷三六〇頁)
- 413 同右第二次指令(三七年一月二三日、本二五卷三四一頁)
- 414 同右第三次指令(三八年一月三日、本二九卷三三三頁)

安全剃刀ノ刃

- 415 安全剃刀ノ刃ノ市場規制ニ関スル指令(三六年七月二九日、本二〇卷三五六頁)
- 416 同右第二次命令(三八年六月二九日、本二七卷三一〇頁)
- 417 同右第三次命令(三八年七月二九日、本二八卷四七四頁)
- 418 同右第四次命令(三九年七月二八日、本三二卷一四八頁)

石 鹼

- 419 石鹼工業ニ於ケル市場規制ニ関スル指令(三四年一月九日、本六卷一三五頁)
- 420 同右(三四年五月一八日、本八卷一七八頁)

- 421 同右(三四年一月二八日、木一巻二一六頁)
- 422 同右(三五年六月二六日、木一四巻二八八頁)
- 423 同右(三五年一月二八日、木一六巻三〇七頁)
- 424 同右第五次指令(三六年六月一八日、木一九巻二五三頁)
- 425 石鹼製造ノ領域ニ於ケル工業用脂供給管理局ノ第一次指令(三四年八月三十一日、木一〇巻四二三頁)

陶磁器

- 426 陶磁器 (*Waren aus glasiertem Ton = und Steingut*) / 製造制限ニ関スル指令(三四年五月一五日、木八巻一八二頁)
- 427 同右(三五年一月三〇日、木一六巻三一三頁)
- 428 同右第三次指令(三六年一月二三日、木二一巻二三九頁)
- 429 同右第四次指令(三七年一月二八日、木二五巻三四三頁)

- 430 粘土採取ニ関スル指令(三九年六月一二日、木三二巻二九四頁)

圖版業

- 431 圖版業ノ市場規制指令(三五年六月七日、木一四巻二八五頁)
- 432 同右(三五年一月二一日、木一六巻三〇六頁)
- 433 同右第二次指令(三六年二月二八日、木一八巻三三五頁)
- 434 同右第三次指令(三六年七月一七日、木二〇巻三五三頁)
- 435 同右第四次指令(三七年四月一九日、木二三巻三三一頁)
- 436 同右第五次指令(三七年一月二九日、木二五巻三三四頁)

ボタン

- 437 洗濯物ノボタン (*Wäsche Knöpfe*) 製造制限ニ関スル指令(三四年一月

- 四日、木六卷一三三頁)
438、同右(三五年一月三日、木一六卷三一二頁)
439、同右延期ニ関スル指令(三六年一月三日、木二二卷五一二頁)
440、同右第四次指令(三七年一月二八日、木二五卷三三三頁)
441、ボタンノ製造規制指令(三九年六月二四日、木三二卷二九七頁)

雑品

- 442、葉巻入箱製造制限ニ関スル指令(三四年一月一日、木六卷一三五頁)
443、工業用脂肪供給ニ関スル命令(三四年七月六日、木九卷二二三頁)
444、アスベストニ関スル命令(三四年八月二七日、木一〇卷四二五頁)
445、通信販賣ノ新設及ビ擴張ニ関スル指令(三七年五月二〇日、木二三卷三二二頁)
446、同右(三九年一月一日、木三一卷四八四頁)

- 447、家屋取毀企業及ビ船舶解体企業ノ新設禁止ニ関スル指令(三八年八月一七日、木二八卷四七六頁)
448、同右第二次指令(三八年一月二九日、木二九卷三二五頁)
449、絨蓐品及ビ其附屬物ノ製造及ビ販賣ノ規制ニ関スル指令(三九年五月八日、木三二卷二九〇頁)

第三、物價統制法規

一 般

1. ドイツ國價格中央管理官 (*Reichskommissar für Preisüberwachung*)ノ職務及ビ權限ノ移管ニ関スル法律 (三三年七月一五日、ホ三卷四三四頁)
2. ドイツ國價格中央管理官ノ任命ニ関スル法律 (三四年一月五日、ホ二卷二二六頁)
3. ドイツ國價格中央管理官ノ權限擴張ニ関スル法律 (三四年一月四日、ホ二卷二二六頁)
4. 四ヶ年計畫施行法——ドイツ國價格中央形成官 (*Reichskommissar für die Preisbildung*)ノ任命 (三六年一月二十九日、ホ二卷三六二頁)
5. 同右経過命令 (三六年一月二六日、ホ二卷二五〇頁)

6. ドイツ國價格中央形成官ノ職務及ビ権限ノ遂行 (*Wahrmehmung*)ニ関スル第一次指令 (三六年一月一日、木二一卷二五一頁)
7. 同右第二次指令 (三七年二月二七日、木二二卷五二六頁)
8. 同右第三次指令 (三七年七月三十一日、木二四卷三五八頁)
9. 同右第三次指令ノ改正指令 (三八年七月二日、木二七卷三二九頁)
10. 同右第四次指令 (三七年九月二七日、木二五卷三五五頁)
11. 同右第五次指令 (三七年一〇月六日、木二五卷三五五頁)
12. 同右第六次指令 (三八年一〇月一二日、木二八卷四八七頁)
13. 價格管理局ニ関スル命令 (三四年七月九日、木九卷二二六頁)
14. 價格騰貴ニ對スル命令 (三四年五月一六日、木八卷一九〇頁)
15. 同右第二次命令 (三四年八月七日、木九卷二二六頁)
16. 價格管理ニ関スル命令 (三四年一月一日、木一一卷二二七頁)
17. 價格拘束 (*Preisbindung*) 及ビ必需品ノ價格引上防止令 (三四年一月一日、木一一卷二三一頁)

18. 同右補充令 (三五年三月二九日、木一三卷二五七頁)
19. 價格拘束申告義務ニ関スル命令 (三四年一月一日、木一一卷二二二頁)
20. 經營上ノ費用自家計算 (*selbständige Kostenberechnung*) 促進令 (三四年一月一日、木一一卷二二七頁)
21. 價格ノ引上禁止ニ関スル命令 (三六年一月二六日、木二一卷二五四頁)
22. 同右第一次施行令 (三六年一月三〇日、木二一卷二五五頁)
23. 同右第二次施行令 (三七年五月三日、木二三卷三五四頁)
24. 同右第三次施行令 (三七年九月二七日、木二五卷三五六頁)
25. 商品値下ノタメノ命令 (三七年一〇月二九日、木二五卷三六五頁)
26. 價格表記 (*Preisschilder*) 規定及ビ價格確定ノ違反行為ニ施ケル秩序罰ニ関スル命令 (三五年一月八日、木一二卷四〇三頁)
27. 價格規定違反行為ノ刑罰及ビ刑事訴訟手續ニ関スル命令 (三九年六月三日、木三三卷三〇一頁)
28. 價格表記及ビ價格表ニ関スル命令ノ補充命令 (三六年七月二〇日、木二〇

卷三六五頁)

29. 廣告制限 (Werbegesetz) 二関スル命令 (三五年六月一九日、
水一四卷二九五頁)

六六

食料品

(一級)

30. 食料品業組合若クハ聯合ニヨル最低價格、最低商業差益 (Handelsspan-
nen) 及び最低割増 (Zuschläge) ノ確定禁止ニ関スル命令 (三三年六月一
三日、水三卷四三六頁)

31. 同右補充命令 (三三年一月一日、水五卷四八三頁)

32. 食料品ノ價格確定違反ノ秩序罰ニ関スル命令 (三五年九月四日、水一五卷
二四五頁)

33. 同右第二次命令 (三五年一月五日、水一六卷三二九頁)

34. 同右第三次命令 (三六年三月一日、水一八卷三四八頁)

35. 同右第四次命令 (三六年八月一日、水二〇卷三六五頁)

36. 同右第五次命令 (三七年三月二五日、水二二卷五二六頁)

37. 同右第六次命令 (三七年九月二二日、水二四卷三五九頁)

38. 同右第七次命令 (三八年三月二八日、水二六卷三九三頁)

39. 同右第八次命令 (三八年九月五日、水二八卷四八八頁)

40. 同右第九次命令 (三九年三月二四日、水三一卷五四六頁)

41. 食料品及び飼料ノ交付ニ関スル命令 (三五年一月三日、水一六卷三三
〇頁)

(穀類)

42. 穀物價格安定法 (三三年九月二六日、水四卷四二一頁)

43. 穀物ノ價格ニ関スル命令 (三三年九月二六日、水四卷四二二頁)

六七

44. 一九三七年乃至一九三八年ニ於ケル穀物價格ノ規制命令(三七年三月二三日、本二二卷五九九頁)

六八

45. 同右經過命令(三七年六月二八日、本二三卷四四五頁)

46. 一九三八年乃至一九三九年ニ於ケル穀物價格ノ規制命令(三八年六月二九日、本二七卷三六一頁)

47. 一九三九年乃至一九四〇年ニ於ケル穀物價格ノ規制命令(三九年六月三日、本三三卷三七七頁)

48. 穀種ニ関スル命令ノ施行規定(三四年八月三十一日、本一〇卷五〇九頁)

(馬鈴薯)

49. 馬鈴薯ノ生産者價格ニ関スル命令(三七年三月二三日、本二二卷五九九頁)

50. 同右第一次施行令(三七年三月二五日、本二二卷六〇三頁)

51. 同右第二次施行令(三八年六月二八日、本二七卷三六四頁)

52. 馬鈴薯經濟年度一九三八年乃至一九三九年ノ食用馬鈴薯、飼料馬鈴薯及ビ工場用馬鈴薯ノ生産者價格ニ関スル命令(三八年八月一九日、本二八卷五三四頁)

53. 馬鈴薯經濟年度一九三九年乃至一九四〇年ニ於ケル食料馬鈴薯、飼料馬鈴薯及ビ工場用馬鈴薯ノ生産者價格ニ関スル命令(三九年八月一五日、本三三卷一六三頁)

(牛乳及ビ乳製品)

54. 飲用牛乳(Trinkmilch)ノ小賣(Ausschank)ニ於ケル商業差益ニ関スル指令(三八年七月二二日、本二八卷四九〇頁)

55. 牛乳ノ配給ニ於ケル商業差益制限ニ関スル指令(三八年一〇月一二日、本二八卷四九〇頁)

56. バターノ價格確定ニ関スル指令(三四年一月一七日、本三九二頁)

57. バターノ價格ニ関スル命令(三八年一月一日、本二八卷五〇三頁)
58. 同右第一次施行令(三八年一月一日、本二八卷五〇六頁)

(鶏卵)

59. 鶏卵及ヒ鴨卵ノ消費者最高價格ニ関スル命令(三七年四月一三日、本二三卷四四三頁)
60. 同右(三七年七月二十九日、本二四卷四三二頁)
61. 同右(三八年一月六日、本二九卷三六一頁)
62. 同右変更命令(三九年六月八日、本三二卷三三一頁)

(蜂蜜)

63. 蜂蜜ノ小賣ニ関スル命令(三三年六月八日、本三卷四三五頁)
64. 蜂蜜業ニ関スル命令(三五年一月二日、本一五卷二四五頁)
65. 人造蜂蜜業ニ関スル命令(三五年一月四日、本一二卷四〇三頁)

(鳥獸類)

66. 獸肉及ビ腸詰ノ價格ニ関スル命令(三五年八月三十一日、本一五卷二四三頁)
67. 同右(三六年一月二日、本二〇卷三六九頁)
68. 同右改正令(三六年一月二三日、本二一卷二四八頁)
69. 同右第二次改正令(三八年一月一日、本二九卷三六五頁)
70. 同右第二次命令(三七年七月二日、本二四卷三六一頁)
71. 冷凍肉ノ小賣最高價格ニ関スル命令(三六年一月七日、本一八卷三四三頁)
72. 野獸、野禽及ビ家禽(Wild, Wildgeflügel und Geflügel)ノ小賣業ニ於ケル價格表及ビ價格表記ニ関スル命令(三六年二月二五日、本二一卷二五六頁)

73. 野獸及び野禽ノ最高價格ニ関スル命令(三六年一月二五日、ホ二一卷二五七頁)

74. 同右変更命令(三七年一〇月七日、ホ二五卷三六一頁)

(魚類)

75. 鯉ノ價格確定ニ関スル命令(三四年一月七日、ホ一一卷四〇四頁)

76. 鮮海魚、燻製海魚及びマリナード漬海魚ノ小賣價格形成ニ関スル命令ノ改正令(三七年一月二日、ホ二五卷三六六頁)

77. 同右改正令(三八年六月三日、ホ二七卷三三五頁)

(調味品)

78. 家庭用食塩ノ最高價格ニ関スル命令(三八年四月四日、ホ二六卷四〇九頁)

79. 同右第一次補充令(三九年一月一日、ホ三一卷五四七頁)

80. 同右第一次施行令(三九年六月一七日、ホ三二卷三一四頁)

81. 葛縹子(Kimmedl)ノ價格構成ニ関スル指令(三七年七月一日、ホ二四卷三六六頁)

82. 同右(三八年六月九日、ホ二七卷三三三頁)

83. 同右(三九年七月二日、ホ三三卷一五七頁)

(嗜好品)

84. 酒精性飲料(Spirituosen=Ausschank)ノ價格表ニ関スル第三次指令(三五年二月二日、ホ一二卷四〇六頁)

85. 冷泉(Kaltes Wasser)ノ價格構成ニ関スル指令(三九年七月二日、ホ三三卷一五八頁)

86. 包装ノ珈琲ノ小賣ニ於ケル正札(Preisausgleich=Anzeigen)ニ関スル命令

(三三年五月三日、ホニ卷二六五頁)
87. 植下 (Zersplitzt) ノマーマレード及びダエリーノ最高價格ニ関スル指令
(三五年一月一四日、ホニ卷四〇四頁)

金 屬

(鐵)

88. 鐵材 (Hufeisen) ノ最高價格ニ関スル指令 (三九年三月二五日、ホニ
卷五四七頁)
89. 肩鐵 肩鋼及肩鑄造物 (gubbrück) ノ價格ニ関スル指令 (三六年一〇月
二三日、ホニ卷三七七頁)

(非鐵金屬)

90. 非貴金屬ノ價格ニ関スル命令 (三四年七月三一日、ホニ卷二二六頁)
91. 銀ノ價格ニ関スル命令 (三六年一〇月六日、ホニ卷三六六頁)
92. アルミニウム及ビアルミニウム合金製品ノ價格ニ関スル指令 (三七年七月
三一日、ホニ卷三八八頁)
93. 古アルミニウム、肩アルミニウム及び改鑄アルミニウムノ價格ニ関スル指
令 (三七年一月二日、ホニ卷三六〇頁)

皮革及ビ皮革製品

94. 皮革經濟領域ニ於ケル價格騰貴阻止命令 (三四年四月二日、ホニ卷二六
一頁)
95. 同右第二次命令 (三四年二月一四日、ホニ卷二二四頁)
96. 同右第三次命令 (三五年四月四日、ホニ卷二六二頁)
97. 皮革經濟領域ニ於ケル價格及ビ代價ノ形式ニ関スル命令 (皮革價格令) (

- 三七年四月二十九日、ホ二三卷三五四頁)
- 98 同右第一次施行令(三七年四月二十九日、ホ二三卷三五八頁)
- 99 同右第二次施行令(三七年四月二十九日、ホ二三卷三六一頁)
- 100 同右第三次施行令(三七年四月二十九日、ホ二三卷三六二頁)
- 101 皮革價格令施行地域 (*Zuständigkeitsgebiet*) 変更命令(三七年八月一八日、ホ二四卷三六〇頁)
- 102 皮革價格令、適用範圍 (*Geltungsbereich*)、擴大ニ関スル命令(三八年八月二十五日、ホ二八卷五〇一頁)
- 103 皮革價格令第一次施行令及ビ第三次施行令ノ変更命令(三八年八月二十五日、ホ二八卷五〇二頁)
- 104 皮革價格令變更命令(三九年七月四日、ホ三三卷三四七頁)
- 105 皮革製被服 (*Seimleder*)、價格形式ニ関スル命令(三八年三月二三日、ホ二六卷四〇七頁)
- 106 同右理由書(ホ二六卷四〇八頁)

- 107 靴ノ修繕及ビ屑皮 (*Gusschnittleder*)、價格表 (*Preisverzeichnis*)
ニ関スル第二次命令(三三年二月一五日、ホ一卷二七〇頁)
- 108 ドイツ關稅定率ノ第一五四號ノ兔及ビ家兔ノ毛皮 (*Hasen- und Kaninchenfelle*)、最高許可價格ニ関スル命令(三七年四月二十九日、ホ二三卷三六三頁)
- 109 同右変更令(三七年一月九日、ホ二五卷五〇二頁)
- 110 旅行靴 (*Koffer*)、價格形成ニ関スル命令(三八年二月一日、ホ二六卷三九五頁)

紙

- 111 壁紙業 (*Handel mit Papiertapete*)、ニ関スル第二次命令(三三年五月一日、ホ二卷二六六頁)
- 112 同右第三次命令(三四年一月一三日、ホ一一卷二三四頁)

- 113 同右第四次命令（三六年三月七日、ホ一八卷三四七頁）
- 114 同右第五次命令（三七年一月一六日、ホ二六卷三九三頁）
- 115 同右第六次命令（三八年八月二日、ホ二八卷四八八頁）
- 116 同右第七次命令（三九年八月一九日、ホ三三卷一六七頁）
- 117 肩紙及び古紙ノ最高價格ニ関スル命令（三六年一月二六日、ホ二一卷二五九頁）

ゴム

- 118 古ゴム及び肩ゴムノ最高價格ニ関スル命令（三五年四月三日、ホ一三卷二五九頁）
- 119 肩ゴム及び古ゴムノ最高價格ニ関スル命令（三八年一月一九日、ホ二九卷三八四頁）

肥料

- 120 窒素肥料及び加里肥料ノ値下ニ関スル命令（三七年三月二三日、ホ二二卷五三二頁）
- 121 同右施行令（三七年五月二三日、ホ二三卷三五〇頁）
- 122 同右施行令（三七年五月二四日、ホ二三卷三五三頁）
- 123 同右施行令（三七年九月二四日、ホ二四卷三五九頁）
- 124 同右施行令（三八年二月二五日、ホ二六卷四〇三頁）
- 125 石灰肥料ノ販賣規制命令（三八年七月七日、ホ二七卷三三五頁）
- 126 同右第一次施行令（三八年七月七日、ホ二七卷三三八頁）
- 127 石灰肥料ノ販賣規制命令ノ変更命令（三九年六月三日、ホ三二卷三四四頁）

飼料

- 128. 補足飼料及び補強飼料 (*Zusatz- und Heilfuttermittel*) / 消費者最高價格ノ確定ニ関スル指令 (三八年一月一日、ホニ九卷三八二頁)
- 129. 同右第一次告示 (三八年一月一日、ホニ九卷三八三頁)

纖維

- 130. シュート工業 (*Spinnindustrie*) = 於ケル價格形成第二次指令 (三九年六月三日、ホニ三卷三四四頁)
- 131. 亞麻捻絲 (*Leinwandgarn*) / 小賣ニ関スル法律 (三三年九月一日、ホニ四卷三一頁)
- 132. 纖維工業ノ領域ニ於ケル價格引上防止令 (三四年四月一日、ホニ七卷二六〇頁)

- 133. 紡績原料經濟ニ於ケル價格形成命令 (三七年一月九日、ホニ五卷三六七頁)

油

- 134. 油及び脂肪業ニ於ケル商品取引ノ單純化及び値下ノ命令 (三五年六月一日、ホニ四卷二九四頁)
- 135. 内燃機用ヨリ生ズル古潤滑油 (*gebrauchte Schmieröle*) / 最高價格確定ニ関スル命令 (三七年三月二三日、ホニ二卷五三一頁)
- 136. 古潤滑油ノ最高價格ノ確定ニ関スル命令 (三七年一月二八日、ホニ六卷三九三頁)

機 械

- 137. ラヂオ受信機及び擴聲器ノ商業差益規制ニ関スル命令(三六年一〇月一七日、本二〇卷三六七頁)
- 138. 同右第二次命令(三七年七月二十九日、本二四卷三六七頁)
- 139. 同右第三次命令(三八年三月十九日、本二六卷四〇五頁)
- 140. 農業用機械(Sandmaschine)及び農業用器具ノ取引ニ於ケル價格及び商業差益規制ニ関スル命令(三八年二月一日、本二六卷三九七頁)
- 141. 同右第二次命令(三八年八月三日、本二八卷四八九頁)
- 142. 同右第三次命令(三八年十一月三日、本二九卷三五四頁)
- 143. 農業ニ必要ナル電氣器具及び電動機ノ價格低下ニ関スル命令(三九年六月一六日、本三二卷三四三頁)

自 動 車

- 144. 自動車ノ起動電池(Anlauf-Batterie)及び照明電池ノ取引ニ於ケル商業差益規制ニ関スル命令(三五年一月二十九日、本一二卷四〇六頁)
- 145. 同右第二次命令(三五年二月三日、本一六卷三二七頁)
- 146. 同右第三次命令(三九年二月二十七日、本三一卷五四七頁)
- 147. 自動車及び自動車ノ連結車(Kraftfahrzeuganhänger)ノ補充部分及び附屬品ノ取引ニ於ケル消費者價格及び商業差益規制ニ関スル命令(三七年二月一八日、本二二卷五二七頁)
- 148. 同右第二次命令(三七年四月一七日、本二三卷三四九頁)
- 149. 同右第三次命令(三八年一月二十七日、本二九卷三八八頁)
- 150. 同右第四次命令(三九年三月三日、本三一卷五四八頁)
- 151. 古自動車ノ取引ニ於ケル消費者最高價格及び商業差益規制ニ関スル指令(

外國商品

- 152. 外國商品ノ價格ニ関スル命令(三十四年九月二二日、木一。卷四三四頁)
- 153. 同右告示(三十四年一。月三日、木一。卷四三六頁)
- 154. 同右第二次告示(三十五年一月一日、木一二卷四。二頁)
- 155. 外國商品價格令(三十七年七月一日、木二四卷三六二頁)
- 156. 同右第一次施行令(三十七年八月一日、木二四卷三六四頁)
- 157. 同右第二次施行令(三十七年一月一日、木二五卷三五八頁)

木材

- 158. 松幹材(Kiefernstammholz)ノ價格ニ関スル指令(三十五年二月一三日、

木一二卷四。七頁)

- 159. 松製材(Kiefernsmittholz)ノ價格ニ関スル第二次指令(三十五年三月二三日、木一三卷二五六頁)

- 160. 森林及ビ木材經濟領域ニ於ケル價格確定違反(Neben- und Unterschnetzung)ノ秩序罰ニ関スル命令(三十六年五月四日、木一九卷三二四頁)

- 161. 森林經濟一九三九年度ニ於ケル原料材(Rohholz)ノ價格形成ニ関スル命令(三十八年九月一日、木二八卷五四。頁)

- 162. 國產針葉樹製材(Madelsschnittholz)ノ價格形成ニ関スル命令(三十八年一。月一日、木二九卷五二。頁)

柳

- 163. 剝皮セル柳及ビ剝皮セザル柳(geschälte und ungeschälte Weiden)並ビニ柳皮ノ價格確定ニ関スル命令(三十四年一月二六日、木一一卷二三七

- 164. 同右第三次命令(三四年一月一日、ホ一一卷二三八頁)
- 165. 同右第一次命令及ビ第二次命令ノ補充命令(三五年五月三十一日、ホ一四卷二九四頁)
- 166. 同右第三次命令(三六年七月二一日、ホ二〇卷三六六頁)
- 167. 剥皮セル柳及ビ剥皮セザル柳ノ價格確定ニ関スル命令(三七年三月一日、ホ二二卷五二九頁)
- 168. 剥皮セル柳及ビ剥皮セザル柳ノ價格ニ関スル命令(三九年六月一日、ホ三二卷三三三頁)
- 169. 生柳(*grüne Weiden*)製魚籃ノ價格確定ニ関スル指令(三八年六月三日、ホ二七卷三三二頁)
- 170. 同右(三九年六月一日、ホ三二卷三三六頁)

雜

- 171. 建築價格令(三九年六月一日、ホ三二卷三三七頁)
- 172. 燃料ノ賣却ニ関スル命令(三四年一月一日、ホ一一卷二三六頁)
- 173. 硬石鹼(*Kennsalzen*)業ニ関スル命令ノ廢止命令(三五年一月二三日、ホ一六卷三二九頁)
- 174. 極印附商品(*Markenwaren*)ニ於ケル價格拘束及ビ價格推舉(*Preis-sensregelung*)ニ関スル指令(三七年一月二七日、ホ二五卷三六二頁)
- 175. 刻煙草(*Tobakskurzen*)ノ價格構成ニ関スル指令(三七年一月二七日、ホ二五卷三六四頁)
- 176. 脂肪酸鹼溜殘滓(*die bei der Destillation von Fettsäuren anfallenden Rückstände*)ノ最高價格ニ関スル指令(三八年四月二五日、ホ二七卷三三〇頁)

177. アスベスト屑及ピアスベスト板屑 (*Asbest- und Splattensabfälle*)

ノ最高價格ニ関スル命令 (三八年五月二五日、本二七卷三三一頁)

178. 土地ニ於ケル價格管理ノ保全ノタメノ命令 (三八年七月八日、本二七卷三三九頁)

179. 週報 (*Wochenschau*) ノ價格ニ関スル命令 (三八年一〇月二八日、本二九卷三五九頁)

180. 古フィルム原料ノ價格ニ関スル指令 (三九年六月三日、本三三卷三四六頁)

181. 通信販賣 (*Verkaufsgeschäfte*) 及ビ移動營業 (*ambulantes Gewerbe*) ノ價格形成ニ関スル指令 (三九年七月三一日、本三三卷一六〇頁)

第四、貿易統制法規

1. 輸入規制ニ関スル命令ノ施行規則変更ニ関スル命令 (三三年九月一八日、本四卷三一四頁)

2. 同右、三三年一二月二七日、本五卷五三六頁)

3. ドイツ商品輸出保護法 (三三年九月二二日、本四卷三一五頁)

4. 貿易促進措置法 (三三年一〇月一八日、本五卷五三二頁)

5. 同右第一次施行令 (三三年一〇月一八日、本五卷五三三頁)

6. 同右第二次施行令 (三三年一二月二〇日、本五卷五三六頁)

7. 同右第三次施行令 (三五年一月一日、本一二卷四〇九頁)

8. 同右第四次施行令 (三八年七月二九日、本二八卷五〇六頁)

9. フランスヨリノ商品輸入ニ関スル命令 (三四年一月一二日、本六卷一五〇頁)

- 10. 同右変更命令（三五年二月一九日 木一二卷四〇九頁）
- 11. フランス商品輸入ニ関スル命令（三五年四月三日 木一三卷二六三頁）
- 12. イタリアノ商品輸入ニ関スル命令（三五年五月二八日、木一三卷二六五頁）
- 13. オランダ商品輸入ニ関スル命令（三五年六月五日 木一四卷三三〇頁）
- 14. 商品輸入ニ関スル命令（三五年七月二四日、木一四卷三三一頁）
- 15. 同右（三六年九月二四日 木二〇卷三七九頁）
- 16. 輸出入禁止ニ関スル法律（三九年三月二五日、木三一卷五五五頁）
- 17. 同右第一次施行令（三九年三月二七日、木三一卷五五六頁）
- 18. ドイツ國輸出入許可委員任命ニ関スル指令（三九年五月二四日、木三二卷三四八頁）
- 19. 葡萄酒及ビ葡萄生汁ノ國外販賣規制命令（三四年二月二六日、木六卷二一九頁）
- 20. 葡萄酒輸出局設置ニ関スル指令（三四年三月一日、木七卷三二八頁）

第五 金融統制法規

外國為替管理

- 1. 對外交拂債務ニ関スル法律（三三年六月九日、木三卷四三七頁）
- 2. 外國為替管理ニ関スル命令ノ変更法（三四年二月一六日、木六卷一五二頁）
- 3. 外國為替管理ニ関スル命令ノ変更命令（三四年九月一日、木一〇卷四四九頁）
- 4. 同右（三四年九月二九日、木一〇卷四五一頁）
- 5. 外國為替管理第二次命令（三三年六月九日、木三卷四三九頁）
- 6. 同右第三次命令（三三年一月二七日、木五卷五三七頁）
- 7. 同右第四次命令（三四年四月一七日、木七卷二七二頁）
- 8. 同右第五次命令（三四年六月一五日、木九卷二四一頁）
- 9. 外國為替管理中央局ノ創設ニ関スル法律（三三年一月一八日、木五卷五

五八頁)

10. 外國為替管理中央局ノ創設ニ関スル命令(三三年一月一九日、木五卷五六〇頁)

八頁)

12. 同右第五次施行令(三三年七月二〇日、木三卷四四二頁)

13. 同右第六次施行令(三三年九月一九日、木四卷三一六頁)

14. 同右第七次施行令(三三年十二月二二日、木五卷五五八頁)

15. 同右第八次施行令(三四年四月一七日、木七卷二六九頁)

16. 同右第九次施行令(三四年六月一五日、木九卷二三九頁)

17. 同右第一〇次施行令(三四年十二月二二日、木一一卷二四三頁)

18. 外國為替管理ニ関スル法律及ビ同法施行令ノ告示(三五年二月四日、木一二卷四一〇頁)

19. 外國為替管理ニ関スル法律ノ変更法(三六年一月一日、木二一卷二六一

頁)

20. 同右第二次法律(三八年四月九日、木二六卷四一四頁)

21. 外國為替管理ニ関スル法律ノ第二次施行令(三五年七月二四日、木一四卷三三二頁)

22. 同右第三次施行令(三五年一月一日、木一六卷三五六頁)

23. 同右第四次施行令(三五年一月二三日、木一六卷三五八頁)

24. 同右第五次施行令(三六年五月二五日、木一九卷二七六頁)

25. 同右第六次施行令(三六年一月二八日、木二〇卷三八〇頁)

26. 同右第七次施行令(三六年一月一九日、木二一卷二六四頁)

27. 同右第八次施行令(三七年二月一七日、木二二卷五四五頁)

28. 同右第九次施行令(三七年二月二〇日、木二二卷五四六頁)

29. 同右第一〇次施行令(三七年九月一六日、木二四卷三九二頁)

30. 同右第一一次施行令(三八年三月三〇日、木二六卷四一四頁)

31. 同右第一二次施行令(三九年三月一六日、木三一卷五七五頁)

- 32. 商呂輸入ノ外國為替管理ニ関スル告示(三九年三月二四日、水三一卷五七
大頁)
- 33. 外國為替管理ニ関スル法律ノ第三次施行令(三九年四月二九日、水三二卷
三四八頁)
- 34. 外國為替管理命令(外國為替管理準則)(三五年二月四日、水一二卷四四
〇頁)
- 35. 外國為替管理準則第一次變更命令(三五年二月二五日、水一二卷五一七頁)
- 36. 同右第二次變更命令(三五年五月一五日、水一三卷二六七頁)
- 37. 同右補充命令(三五年五月二一日、水一三卷二七二頁)
- 38. 外國為替管理準則第三次變更命令(三五年九月一二日、水一五卷二四八頁)
- 39. 同右第四次變更命令(三五年一月二日、水一六卷三五九頁)
- 40. 同右第五次變更命令(三六年五月二六日、水一九卷二七八頁)
- 41. 外國為替管理命令(外國為替管理準則)(三六年一月一九日、水二一卷
二六五頁)

- 42. 外國有價證券交易ニ関スル告示(三五年五月六日、水一三卷二七二頁)
- 43. 同右第二次告示(三五年八月二一日、水一五卷二六一頁)
- 44. 同右第三次告示(三五年一月一四日、水一六卷三六一頁)
- 45. 同右第四次告示(三六年二月二三日、水一八卷三五六頁)
- 46. 同右第五次告示(三七年一月一一日、水二二卷五四七頁)
- 47. 外國通貨ニヨル取引ニ関スル告示(三五年一月一五日、水一五卷二六二
頁)

- 48. 同右(三六年一月三一日、水二〇卷三八二頁)
- 49. 同右第一次變更(三七年六月三日、水二三卷三三八頁)
- 50. 外國通貨ニヨル取引ニ関スル告示(三九年三月七日、水三一卷五七一頁)
- 51. 外國有價證券保管ニ関スル第一次告示(三六年一月二〇日、水二一卷三
四七頁)
- 52. 同右第二次告示(三六年一月三日、水二一卷三四八頁)
- 53. 同右第三次告示(三七年六月一四日、水二三卷三六七頁)

- 54. 同右第四次告示(三八年六月一四日、本二七卷三四二頁)
- 55. 外國有價證券業ニ関スル告示(三七年二月二七日、本二二卷五四八頁)
- 56. 外國爲替管理ニ関スル法律ノ告示(三八年一月一日、本二九卷三九三頁)
- 57. 同右施行令(三八年一月三日、本二九卷四九七頁)
- 58. 外國爲替管理準則(三八年一月二日、本二九卷四二一頁)
- 59. 商品輸入ノ外國爲替管理ニ関スル告示(三八年一月二七日、本二九卷五〇二頁)
- 60. 外國爲替事件ニ於ケル業務上ノ救助ニ関スル命令(三六年六月二九日、本一九卷二八一頁)
- 61. 經濟的急業ニ對スル法律(三六年一月一日、本二一卷二一一頁)
- 62. 外國爲替管理違反行為ニ於ケル無罪許容ニ関スル法律(三六年一月一日、本二一卷二一一頁)
- 63. 同右施行令(三六年一月一日、本二一卷二一一頁)

- 64. 同右第二次施行令(三六年一月二九日、本二二卷三四七頁)
- 65. 同右第三次施行令(三七年一月一四日、本二二卷三四七頁)
- 66. ドイツ國外債務換算金庫ノ債務証書ノタメノ擔保提供ニ関スル法律(三四年六月二七日、本九卷二四三頁)
- 67. 同右理由書(本一〇卷四五二頁)
- 68. 同右法律(三五年二月二六日、本一二卷五二一頁)
- 69. 同右第二次法律(三六年七月三日、本一九卷二八五頁)
- 70. 同右第三次法律(三七年二月四日、本二二卷五四八頁)
- 71. 同右第四次法律(三七年七月二〇日、本二四卷三九四頁)
- 72. 同右第五次法律(三八年二月一日、本二六卷四一五頁)
- 73. 同右第六次法律(三八年七月三十一日、本二八卷五〇七頁)
- 74. 同右第七次法律(三九年二月一七日、本三一卷五七七頁)

公債資金制

- 75. 資本會社ニ於ケル公債資金形成ニ関スル法律（投資法）（三四年三月二十九日・ホ七卷二七四頁）
- 76. 資本會社ニ於ケル利益配當ニ関スル法律（公債資金法）（三四年一月四日・ホ一一卷二四六頁）
- 77. 同右施行及ビ補充命令（三五年二月二十七日・ホ一二卷五四〇頁）
- 78. 同右第二次命令（三五年四月一八日・ホ一三卷二八一頁）
- 79. 公債資金法ノ変更法（三七年一月九日・ホ二五卷三七二頁）
- 80. 同右理由書（ホ二五卷三七二頁）
- 81. 公債資金法ノ施行及ビ補充第三次命令（三七年一月九日・ホ二五卷三七三頁）

利子引下

- 82. 信用機關ニ於ケル利子引下實施ニ関スル法律（三五年一月二十四日・ホ一二卷五三〇頁）
- 83. 同右施行令（三五年三月一日・ホ一二卷五三三頁）
- 84. 同右（三五年三月二十六日・ホ一三卷二七五頁）
- 85. 同右（三五年六月二十五日・ホ一四卷三四二頁）
- 86. 同右（三五年九月二日・ホ一五卷二六七頁）
- 87. 公債利子引下ニ関スル法律（三五年二月二十七日・ホ一二卷五三五頁）
- 88. 同右施行令（三五年三月二十六日・ホ一三卷二七五頁）
- 89. 同右第二次施行令（三五年七月一日・ホ一四卷三四三頁）
- 90. 同右第三次施行令（三五年八月二十九日・ホ一五卷二七〇頁）
- 91. 同右第四次施行令（三五年九月二日・ホ一五卷二六七頁）

- 100 同右第五次施行令（三六年二月七日、ホ一八卷三八八頁）
- 92 同右第六次施行令（三六年八月一日、ホ二。卷三八七頁）
- 93 信用機關ニ於ケル利子引下實施ニ関スル法律ノ第五次施行令並ビニ公債利子引下ニ関スル法律ノ第七次施行令（三六年九月一三日、ホ二。卷三八七頁）
- 94 公債利子引下ニ関スル法律ノ第八次施行令（三七年一月一九日、ホ二二卷五五三頁）
- 95 信用機關ニ於ケル利子引下實施ニ関スル法律ノ第九次施行令（三七年四月一三日、ホ二三卷三七四頁）
- 96 公債利子引下ニ関スル法律ノ第一〇次施行令（三九年一月九日、ホ三一卷五七九頁）
- 97 抵當貸付利子（*Hypothekenzinsen*）ニ関スル法律（三六年七月二日、ホ一九卷一五七頁）
- 98 同右第一次施行令（三六年七月二日、ホ一九卷一六九頁）
- 99 同右第二次施行令（三六年七月二日、ホ一九卷一七一頁）

銀行

- 101 銀行監督ノ施行令（三三年四月二一日、ホ二卷二七五頁）
- 102 ドイツ國銀行營業中央監理官ノ権限ニ関スル法律（三三年八月七日、ホ三卷四四三頁）
- 103 銀行法ノ変更法（三三年一〇月二七日、ホ五卷五六一頁）
- 104 現金ヲ以テセザル支拂取引ノ濫用ニ對スル法律（三四年七月三日、ホ九卷二四三頁）
- 105 金融機關（*Kreditanstalt*）ノ設立禁止ニ関スル命令（三四年九月四日、ホ一。卷四五五頁）
- 106 取引所、抵當銀行及ビ船舶質入証券銀行ノ監督ニ関スル命令（三四年九月二八日、ホ一。卷四五六頁）
- 107 船舶銀行法（三三年八月一四日、ホ四卷三一八頁）
- 108 ドイツレンテン銀行ニ信用組合ノ設立ニ関スル法律ノ第五次更改法律（三

- 三年一〇月三十一日、木五卷五六三頁)
- 109 私的發券銀行法ノ変更法(三三年一二月一八日、木五卷五六四頁)
- 110 同右第二次法律(三四年一二月二九日、木一一卷二七一頁)
- 111 私的發券銀行紙幣ノ回收、廢止及ビ廢棄ニ関スル命令(三五年一二月二一日、木一六卷三六三頁)
- 112 信用制度ニ関スルドイツ國法律(三四年一二月五日、木一一卷二四九頁)
- 113 同右変更法(三五年一二月一三日、木一六卷三六一頁)
- 114 同右第二次変更法(三八年九月四日、木二八卷五〇八頁)
- 115 同右理由書(木二八卷五一〇頁)
- 116 同右第一次施行及ビ補充命令(三五年二月九日、木一二卷五二二頁)
- 117 同右第二次施行及ビ補充命令(三五年七月二七日、木一四卷三三四頁)
- 118 同右第三次施行及ビ補充命令(三六年六月三日、木一九卷二八六頁)
- 119 同右第四次施行及ビ補充命令(三七年五月三十一日、木二三卷三七二頁)
- 120 信用制度監督局第一次告示(三五年三月一三日、木一二卷五二六頁)

- 121 同右第二次告示(三五年三月一三日、木一二卷五二八頁)
- 122 同右第三次告示(三六年六月二四日、木一九卷二九〇頁)
- 123 同右第四次告示(三六年一二月一八日、木二一卷三六二頁)
- 124 同右第五次告示(三七年一〇月七日、木二五卷三七〇頁)
- 125 同右第六次告示(三八年一二月二二日、木二九卷五〇四頁)
- 126 ドイツ國信用制度中央管理官第一次告示(三五年二月二六日、木一二卷五二八頁)

- 127 同右第二次告示(三五年三月一三日、木一二卷五三〇頁)
- 128 同右第三次告示(三五年四月六日、木一三卷二七三頁)
- 129 同右第四次告示(三五年七月一〇日、木一四卷三三七頁)
- 130 同右第五次告示(三五年八月一日、木一四卷三三八頁)
- 131 同右第六次告示(三五年一二月一九日、木一六卷三六三頁)
- 132 同右第七次告示(三六年一月二五日、木一八卷三五六頁)
- 133 同右第八次告示(三六年六月二五日、木一九卷二九一頁)

- 134 同右第九次告示（三六年一月一九日、本二一卷三六五頁）
- 135 同右第一〇次告示（三七年三月一七日、本二二卷五五一頁）
- 136 同右第一次告示（三七年一月一三日、本二五卷三七〇頁）
- 137 同右第二次告示（三七年一月三十一日、本二六卷四一五頁）
- 138 同右第三次告示（三八年一月二八日、本二九卷五〇四頁）
- 139 同右第一四次告示（三九年三月一日、本三一卷五七八頁）
- 140 國立銀行（*Reichsbank*）ニ関スル法律（三五年一月一八日、本一五卷二六六頁）
- 141 ドイツ相殺金庫設立ニ関スル法律ノ施行令（三八年八月一三日、本二八卷五一二頁）
- 142 ドイツ國立銀行（*Reichsbank*）ニ関スル法律（三九年六月一五日、本三三卷三四九頁）

第六、勞働統制法規

一 般

- 1 國民勞働秩序法（三四年一月二〇日、本六卷三五一頁）
- 2 同右第一次施行令（三四年三月一日、本七卷三四五頁）
- 3 同右第二次施行令（三四年三月一日、本七卷三四六頁）
- 4 同右第三次施行令（三四年三月二八日、本七卷三五三頁）
- 5 同右第四次施行令（三四年四月九日、本七卷三五七頁）
- 6 同右第五次施行令（三四年四月一三日、本七卷三五八頁）
- 7 同右第六次施行令（三四年四月二七日、本七卷三五八頁）
- 8 同右第七次施行令（三四年六月二一日、本九卷五三〇頁）
- 9 同右第八次施行令（三四年九月二八日、本一〇卷五九三頁）
- 10 同右第九次施行令（三五年二月一五日、本一二卷六七〇頁）

- 11. 同右第一〇次施行令（三五年三月四日、本一二卷六七〇頁）
- 12. 同右第一次施行令（三五年三月二八日、本一三卷四五六頁）
- 13. 同右第二次施行令（三五年四月八日、本一三卷四五七頁）
- 14. 同右第三次施行令（三五年四月一三日、本一三卷四五九頁）
- 15. 同右第四次施行令（三五年一月一五日、本一五卷三三五頁）
- 16. 同右第五次施行令及ビ補充命令（三五年一月一四日、本一六卷四五二頁）

頁）

- 17. 同右第一次施行令及ビ補充命令（三六年五月二〇日、本一九卷三九六頁）
- 18. 同右第一次施行令（三七年五月五日、本二三卷五三二頁）
- 19. 同右第一次施行令（三七年八月二三日、本二四卷六〇四頁）
- 20. 同右第一次施行令（三七年九月二四日、本二四卷六〇五頁）
- 21. 同右第二次施行令（三八年一月二四日、本二九卷五七七頁）
- 22. 同右第一次施行令補充命令（三九年四月二八日、本三二卷四三〇頁）
- 23. 公的監理及ビ經營ニ於ケル營勸秩序法（三四年三月二三日、本七卷三五九頁）

頁）

- 24. 同右第一次施行令（三四年四月一九日、本七卷三六六頁）
- 25. 同右第二次施行令（三四年六月一三日、本九卷五三〇頁）
- 26. 同右第三次施行令（三四年九月二八日、本一〇卷五九四頁）
- 27. 同右第四次施行令（三八年二月二六日、本二六卷四八九頁）
- 28. 同右第五次施行令（三九年二月七日、本三一卷六八六頁）
- 29. 經營代表委員會及ビ經濟的團體ニ関スル法律（三三年四月四日、本一卷三四〇頁）
- 30. 同右変更法（三三年九月二六日、本四卷四九四頁）
- 31. 勞働裁判所ニ於ケル争訟代表許可ニ関スル第一次命令（三三年四月八日、本一卷三四二頁）
- 32. 同右第二次命令（三三年五月一二日、本二卷三四五頁）
- 33. 同右第三次命令（三三年五月二二日、本三卷六六一頁）
- 34. 勞働裁判所及ビ仲裁所及ビ家内勞働專門委員會ノ陪席員ニ関スル法律（三

三年五月一八日、ホニ卷三四七頁)

35、労働裁判所及び仲裁所並ニ家内労働専門委員会ノ代表者ノ陪席員並ニ経営代表委員会ニ関スル法律(三三年一月二七日、ホ五卷七六八頁)

36、礦業労働會議所設置ニ関スル命令ノ廃止ニ関スル法律(三三年九月一三日、ホ四卷四九六頁)

37、労働管理官ニ関スル法律(三三年五月一九日、ホニ卷三四九頁)

38、同右實施令(三三年六月一三日、ホ三卷六一頁)

39、仲裁官ノ職務ノ労働管理官ヘノ移管ニ関スル法律(三三年七月二〇日、ホ三卷六六三頁)

40、労働管理官ニヨルドイツ國國庫ノ代表ニ関スル布告(三六年七月二日、ホ一九卷三九八頁)

41、信任委員会委員ノ在職年限延長ニ関スル法律(三六年三月三一日、ホ一八卷四八七頁)

42、同右(三七年三月九日、ホニ二卷六六四頁)

43、同右(三八年四月一日、ホニ六卷四八九頁)

労働配置

44、労働配置ノ規制ニ関スル法律(三四年五月一五日、ホ八卷二二六頁)

45、非農業的經營及び職業ニ於ケル農業労働力配置制限ニ関スル指令(三四年五月一七日、ホ八卷二三二頁)

46、應急救済事業ニ於ケル労働配置規制ノ授権指令(三四年五月一七日、ホ八卷二三二頁)

47、ベルリン市ニ於ケル労働配置ノ規制ニ関スル指令(三四年五月一七日、ホ八卷二二九頁)

48、ハンブルグ、アルトナ、ゾアンスベク及びハンブルグ、グライルヘルムスブルグ市ニ於ケル労働配置規制ニ関スル指令(三四年八月三日、ホ一〇卷四六九頁)

49. フレーメン地方、デルメンホルスト、ノルデンハーム及びヴィザイミユンデン市及び其ノ近郊ニ於ケル労働配置規制ニ関スル指令(三四年八月三日、ホ一〇卷四七一頁)

50. 同右廃止指令(三六年一月二七日、ホ二一巻三七七頁)

51. 一九三四年五月一七日ノベルリン市ニ於ケル、一九三四年八月三日ノハンプルク、アルトナ、ツアンスベク及びハンブルグ、グライヘルムスブルク市ニ於ケル、一九三四年八月三日ノブレレーメン地方、デルメンホルスト、ノルデンハーム及びヴィザイミユンデ市及び其ノ近郊ニ於ケル労働配置規制ニ関スル指令ノ変更ニ関スル指令(三六年九月二九日、ホ二〇卷四七〇頁)

52. 公的建築労働遂行ニ於ケル労働力需要ノ届出ニ関スル指令(三六年六月二六日、ホ一九卷四〇二頁)

53. 同右廃止指令(三六年一月二七日、ホ二一巻三七七頁)

54. 労働力配分ニ関スル命令(三四年八月一日、ホ一〇卷四七三頁)

55. 同右指令(三四年八月二八日、ホ一〇卷四七四頁)

56. 同右変更指令(三六年一月二七日、ホ二一巻三七七頁)

57. 同右(三七年三月一八日、ホ二二巻五六八頁)

58. 同右(三八年三月一日、ホ二六巻四三〇頁)

59. 一九三四年五月一七日ノ非農業的經營及び職業ニ於ケル農業労働力配置制限ニ関スル指令及び一九三五年三月二九日ノ農業ノ労働力需要充足法ノ指令ノ廢止指令(三六年一月二七日、ホ二一巻三七八頁)

60. 修業セル金屬労働者ノ労働配置ニ関スル指令(三四年一月二九日、ホ二二巻五五五頁)

61. 同右変更指令(三六年一月二七日、ホ二一巻三七八頁)

62. 金屬労働者ノ労働配置ニ関スル指令(三七年二月一日、ホ二二巻五六七頁)

63. 遠洋漁獲船ニ對スル労働力ノ調製ニ関スル指令(三五年六月一日、ホ一四巻三五〇頁)

64. 同右廢止指令(三七年六月一日、ホ二二巻三八一頁)

- 65. 出嫁農業労働者ノ募集、紹介及び義務ニ関スル指令(三四年一月二日、日
本一一卷三三九頁)
- 66. 農業ノ労働力需要充足法(三五年二月二六日、本一一卷五五九頁)
- 67. 出嫁農業労働者ノ労働配置規制ニ関スル指令(三五年一月三日、本一
六卷三七三頁)
- 68. 左官及び大工ノ労働配置ニ関スル指令(三七年一月六日、本二五卷四〇
六頁)
- 69. 農業及び家政ニ於ケル女子労働力配置強化ニ関スル四ヶ年計畫實施ノ指令
(三八年二月一日、本二六卷四二八頁)
- 70. 同右施行令(三八年二月一六日、本二六卷四二八頁)
- 71. 同右施行指令(三八年一月二三日、本二九卷五一〇頁)
- 72. 卒業生ノ通知ニ関スル指令(三八年三月一日、本二六卷四二九頁)
- 73. 個々ノ經營ニ於ケル労働力規制指令(三八年三月一日、本二六卷四三〇頁)
- 74. 建築業ニ於ケル労働者及び技術傭員ノ労働配置ニ関スル指令(三八年五月

三〇日、本二七卷三九四頁)

- 75. 政治的特別意義ヲ有スル使命ノタメノ労働力需要確保命令(三八年六月二
二日、本二七卷三五〇頁)

76. 同右施行指令(三八年六月二九日、本二七卷三五二頁)

77. 同右第二次命令(三八年六月三日、本二七卷三五四頁)

78. 同右第三次命令(三八年一月一日、本二八卷五二〇頁)

79. 同右命令(三九年二月一日、本三一卷六八七頁)

80. 同右第一次施行指令(三九年三月二日、本三一卷六九〇頁)

81. 同右変更指令(三九年七月二七日、本三三卷二一九頁)

82. 同右第二次施行指令(三九年三月一日、本三一卷六九五頁)

83. 同右第三次施行指令(三九年七月一日、本三二卷四四〇頁)

84. 専門工ノ補修教育ニ関スル指令(三九年一月一日、本三一卷六八七頁)

勞働紹介

- 85. 出嫁被傭者ノ紹介・募集及ビ義務ニ関スル命令(三五年六月二八日、木一四卷四四七頁)
- 86. 同右施行指令(三六年一月八日、木一八卷四八九頁)
- 87. 勞働紹介職業相談及ビ徒弟職紹介(Lehrlingvermittlung)ニ関スル法律(三五年一月五日、木一五卷三三七頁)
- 88. 同右施行令(三五年一月二六日、木一六卷四五五頁)
- 89. 同右第二次施行令(三六年三月一九日、木一八卷四八九頁)
- 90. 同右第三次施行令(三七年一月二三日、木二五卷五三八頁)
- 91. ドイツ國中央勞働紹介、失業保險局以外ノ非營利的勞働紹介、職業相談及ビ徒弟職紹介ノ實施ニ関スル規則(三五年一月三日、木一六卷四五八頁)
- 92. 營利的勞働紹介ノ實施ニ関スル規則(三五年一月三日、木一六卷四六

五頁)

93. 藝術家ノタメノ營利的勞働紹介ノ實施ニ関スル規則(三五年一月三日、木一六卷四七〇頁)

94. 音楽會ノ營利的紹介ノ實施ニ関スル規則(三七年五月二八日、木二三卷五三四頁)

95. 同右變更指令(三八年三月三日、木二六卷五〇五頁)

96. 演劇ノ營利的紹介ノ實施ニ関スル規則(三八年一月一七日、木二六卷四九七頁)

97. ドイツ國中央勞働紹介及ビ失業保險局ニ関スル發令(三八年一月二一日、木二九卷五七九頁)

勞働手帖制

98. 勞働手帖實施ニ関スル法律(三五年二月二六日、木一二卷五五九頁)

- 99 同右第一次施行令（三五年五月一六日、水一三卷四六〇頁）
- 100 同右第二次施行令（三六年一月一七日、水一八卷四八八頁）
- 101 同右第三次施行令（三六年五月九日、水一九卷四〇〇頁）
- 102 同右第四次施行令（三六年六月九日、水一九卷四〇一頁）
- 103 同右第五次施行令（三六年八月七日、水二〇卷四六九頁）
- 104 同右第六次施行令（三八年二月八日、水二六卷四九六頁）
- 105 勞働手帖實施ニ関スル第一次告示（三五年五月一八日、水一三卷四六四頁）
- 106 同右第二次告示（三五年九月一四日、水一五卷三三七頁）
- 107 同右第三次告示（三六年一月二〇日、水一八卷四八九頁）
- 108 勞働手帖實施ニ関スル命令（三五年五月一八日、水一三卷四六五頁）
- 109 内水航行ニ勞働手帖ヲ使用スル事ニ関スル指令（三六年六月四日、水一九卷四〇一頁）
- 110 勞働手帖指令ノ補充指令（三八年一月一四日、水二九卷五七六頁）
- 111 勞働手帖ニ関スル命令（三九年四月二二日、水三二卷四三一頁）

卷四〇一頁）

勞働者ノ保護

家内勞働

- 112 家内勞働ニ於ケル賃銀保護ニ関スル法律（三三年六月八日、水三卷六六五頁）
- 113 家内勞働ニ関スル法律（三四年三月二三日、水七卷三八八頁）
- 114 同右施行令（三四年三月二三日、水七卷三八八頁）
- 115 同右第二次施行令（三五年二月二〇日、水一二卷六八四頁）
- 116 同右第三次施行令（三五年二月一八日、水一六卷四七六頁）
- 117 蟹ノ甲殻ヲ剥ク家内勞働ニ関スル命令（三五年七月一三日、水一四卷四五〇頁）
- 118 セルロイドニ関スル命令ノ変更命令（三四年七月一四日、水九卷五三二頁）
- 119 防水マントノ糊ツケ家内勞働禁止ニ関スル命令（三四年八月一〇日、水九

卷五三二頁)

120 野菜及ビ果實罐詰工業ニ於ケル家内労働ニ関スル命令(三六年六月一八日、
ホ一九卷四一二頁)

労働時間

121 自働販賣器ニヨル商品ノ賣却ニ関スル法律(三四年七月六日、ホ九卷五三
三頁)

122 同右施行令(三四年八月一四日、ホ一〇卷五九五頁)

123 同右第二次施行令(三六年八月二二日、ホ二〇卷四七一頁)

124 労働時間命令(三四年七月二六日、ホ一〇卷五九六頁)

125 同右施行規則(三四年九月一日、ホ一〇卷六二〇頁)

126 新労働時間命令ノ制定及ビ其他ノ労働時間ノ規定ニ関スル命令(三八年四
月三〇日、ホ二七卷四六九頁)

127 同右施行命令(三八年一月二日、ホ二九卷六〇二頁)

128 パン製造業命令ノ変更法(三四年九月二六日、ホ一〇卷六一一頁)

129 パン製造業新命令ノ告示——パン製造業及ビ菓子製造業ニ於ケル労働時間
ニ関スル命令(三四年九月二六日、ホ一〇卷六二二頁)

130 同右施行規則(三四年九月二六日、ホ一〇卷六二六頁)

131 パン製造業及ビ菓子製造業ニ於ケル労働時間ニ関スル法律(三六年六月二
九日、ホ一九卷四〇四頁)

132 同右施行令(三六年六月三〇日、ホ一九卷四一一頁)

小兒、少年及ビ婦人労働

133 炭坑業、圧延工場及ビ鍛工場及ビガラス工業ニ於ケル少年工及ビ女工ノ保
護ニ関スル命令(三五年三月一二日、ホ一三卷四六八頁)

134 炭坑業及ビ圧延工場及ビ鍛工場ニ於ケル少年工及ビ女工ノ保護ニ関スル命令

- （三八年三月二六日・ホニ大卷五一六頁）
- 135. ガラス工業ニ於ケル少年工及ビ女工ノ保護ニ関スル命令（三八年三月二六日・ホニ大卷五一六頁）
- 136. 小兒労働及ビ少年労働時間ニ関スル法律（少年保護法）（三八年四月三日・ホニ七卷四二七頁）
- 137. 同右理由書（ホニ七卷四四四頁）
- 138. 同右施行令（三八年一月一二日・ホニ九卷五八〇頁）
- 139. 少年ノ賜暇命令（三九年六月一五日・ホニ三卷四四一頁）
- 140. 製鐵業ニ於ケル少年従業ニ関スル命令（三八年一月二三日・ホニ九卷六〇〇頁）
- 141. 鑛業經營ニ於ケル少年従業ニ関スル命令（三九年一月二〇日・ホニ三卷七〇〇頁）

雜

- 142. 船舶運送ニヨル重貨物ノ重量記載ニ関スル法律（三三年六月二八日・ホニ三卷六六三頁）
- 143. 汽罐ノ設置ニ関スル命令（三四年二月二三日・ホニ六卷三七四頁）
- 144. 同右施行令（三四年二月二三日・ホニ六卷三七七頁）
- 145. 汽罐ノ設置ニ関スル命令（三五年一月二八日・ホニ二卷六七六頁）
- 146. 低壓蒸氣汽罐命令（三五年一月二八日・ホニ二卷六七八頁）
- 147. 汽罐及ビ其他監視義務アル施設ノ技術的監視ニ関スル命令（三八年三月一九日・ホニ六卷五〇八頁）
- 148. 同右第六條ノ施設ノ変更命令（三八年一月一二日・ホニ六卷五一二頁）
- 149. 労働條件準則（*Satzforderung*）トシテノ労働協約ノ適用擴大ニ関スル指令（三四年一月二〇日・ホニ一卷四八四頁）

- 150. 解約告知保護擔大法 (三四年一月三日、木一一卷四八五頁)
- 151. 賜暇証及び賜暇章 (Netherlands market) / 販賣 (ventriels) 及び賜暇手當ノ支拂ニ関スル命令 (三六年六月二〇日、木一九卷三九七頁)
- 152. 同右変更命令 (三八年一月三十一日、木二六卷四九四頁)
- 153. 建築業及び之ニ附屬スル營業ニ於ケル賜暇証、賜暇章及び賜暇手當ノ差押保護ニ関スル命令 (三六年八月三十一日、木二〇卷四六八頁)
- 154. 建築ニ際シテノ宿泊所 (Winter kampe) ニ関スル法律 (三四年一月一日、木一一卷四八八頁)
- 155. 同右施行令 (三五年一月一日、木一二卷六七一頁)
- 156. 同右 (三八年一月二四日、木二九卷六一三頁)
- 157. 海船乗組ニ對スル社會的保護規定發布ノタメノドイツ國勞働大臣ノ授権ニ関スル法律 (三四年一月一日、木一一卷四八九頁)
- 158. 同右第一次命令 (三五年二月一日、木一二卷六八二頁)
- 159. 圧搾空氣ニ於ケル勞働ニ對スル命令 (三五年五月二九日、木一四卷四五二頁)

頁)

- 160. 煉瓦製造所命令 (三七年六月五日、木二三卷五四九頁)
- 161. マスネシウム合金ニ関スル命令 (三八年三月八日、木二六卷五〇六頁)
- 162. 毛髪製帽 (Hornen fust) 工場ニ関スル命令 (三八年三月二六日、木二六卷五一二頁)
- 163. 塗布作業ニ於ケル鉛毒ニ對スル保護命令ノ変更命令 (三八年一月二八日、木二九卷六一七頁)
- 164. ガラス製造所命令 (三八年一月二三日、木二九卷六一八頁)
- 165. 健康ニ有害ナル又ハ火災ノ怖レアル勞働材料ニ関スル法律 (三九年三月二五日、木三一卷七〇三頁)

四ヶ年計畫實施ノ爲メノ指令

- 166. 専門工ノ後續的成長確保ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第一次指令 (三

六年一月七日、木二一卷三七〇頁)

167、國策的及び經濟政策的ニ有意義ナル鐵及び金屬經濟ノ委託ニ對スル金屬工ノ需要確保ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第二次指令(三六年一月七日、木二一卷三七一頁)

168、金屬工及建築専門工ノ專門職業ヘノ復歸ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第三次指令(三六年一月七日、木二一卷三七三頁)

169、勞働力並ビニ國策上及び經濟政策上重要ナル建築計畫ノタメノ建築材料ノ需要確保ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第四次指令(三六年一月七日、木二一卷三七四頁)

170、同右変更指令(三七年七月二三日、木二四卷三四九頁)

171、年長被傭者ノ就業ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第五次指令(三六年一月七日、木二一卷三七四頁)

172、金屬工及び建築専門工ノ募集又ハ紹介ノタメノ標語廣告禁止ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第六次指令(三六年一月七日、木二一卷三七五頁)

173、勞働關係ノ違法的解除防止ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第七次指令(三六年一月二日、木二一卷三七六頁)

174、祝祭日ニ於ケル賃銀支拂ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ指令(三七年一月三日、木二五卷三四九頁)

175、祝祭日ニ於ケル賃銀支拂ニ関スル家内勞働ニ對スル規則(三七年一月五日、木二五卷三四九頁)

176、賃銀形成ニ関スル命令(三八年六月二五日、木二七卷三二〇頁)

177、建築場ニ於ケル勞働時間ニ関スル第二次指令(三九年二月一五日、木三一卷五一〇頁)

追加

四ヶ年計畫關係ノ經濟統制法規

1. 糊ノ生産ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ第九次指令(三十七年三月一日、
本二二卷五二四頁)
2. 塵芥ヨリノ古物廢品ノ蒐集及ビ利用ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ指令
(三十七年八月一日、本二四卷三四九頁)
3. 同右第一次施行指針(三十七年八月一日、本二四卷、三五〇頁)
4. 建築用材管理ニ関スル建築經濟統制總監第一次指令(三十九年二月一日、
本三一卷、五〇九頁)
5. 建築用機械及ビ器具ノ供給ニ関スル建築經濟統制總監第三次指令(三十九年
二月一日、本三一卷、五一一頁)

6. 針葉樹製材ノ節約ニ関スル建築經濟統制總監第四次指令(三十九年三月二八
日、本三一卷、五一一頁)
7. 自動車工業ニ於ケル型制限ニ関スル命令(三十九年三月二日、本三一卷、五
一二頁)
8. 手工業經濟部門ニ於ケル四ヶ年計畫實施ニ関スル命令(三十九年二月二日、
本三一卷、五一二頁)
9. 同右第一次施行指令(三十九年二月二日、本三一卷、五一四頁)
10. 小賣商暴利排除命令(三十九年三月一日、本三一卷、五二一頁)
11. 同右第一次施行指令(三十九年三月一日、本三一卷、五二二頁)

... 關於... 的... 問題... 曾... 與... 討論... 結果... 尚... 未... 達成... 協議... 惟... 雙方... 均... 表示... 願... 繼續... 努力... 以期... 早日... 解決... 此... 致... 謝... 意... 敬... 請... 鑒... 察... 此... 佈... 此... 致... 謝... 意... 敬... 請... 鑒... 察... 此... 佈... 此... 致... 謝... 意... 敬... 請... 鑒... 察... 此... 佈...

第二編 第二次歐洲大戰勃發後ノ

ドイツ經濟統制立法

自一九三九年九月
至一九四〇年

凡 例

本編ハ *Hoche, Deutsches Kriegsrecht* ニヨリシモノニシテ、一九四〇年五月發行ノ第四追録マテヲ参照セリ。從ツテ同書引用頁數ハ總テ第四追録現在ノモノナリ。將來頁數ニ變動ヲ生ズルヲ以テ、*Reichsgesetzblatt* ノ頁數スハ *Reichs anzeiger* ノ號數ヲモ引用セリ。尚、書名ノ略號ハ次ノ如シ。
 ホク…… *Hoche, Deutsches Kriegsrecht*
 ラゲ…… *Reichs gesetzblatt*
 ラア…… *Reichs anzeiger*

目 次

第一	經濟管理及び一般	一
第二	戰時經濟令	五
第三	生活必需品ノ公的管理	七
第四	物價統制	一三
	一 般	一三
	食 料 品	一三
	纖 維 品	一四
	マ ツ チ	一四
	紙	一五
	石鹼及び洗濯用剤	一五

木	皮	馬	鐵及 金屬	機 械類	自 動車
材
一六	一七	一七	一八	一九	一九

雜	第五 金融 統制	第六 勞働 統制	一 般	勞 働 配 置
.....
二一	二三	二五	二五	二五

勞働 手帖 制	勞働 者ノ 保護
.....
二七	二七

第一 經濟管理及び一般

1. 經濟管理ニ関スル命令(三九年八月ニ七日、ホクE1、ラゲI、一四九五頁)
2. 同右施行令(第一次施行令)(三九年八月ニ七日、ホクE4、ラゲI、一五一九頁)
3. 同右(第二次施行令)(三九年九月一日、ホクE6、ラゲI、一五六九頁)
4. 同右(第三次施行令)(三九年一〇月三日、ホクE7、ラゲI、一九九〇頁)
5. ドイツ經濟ノ有機的建設準備法第六次施行令(三九年九月三日、ホクE15、ラゲI、一六〇九頁)
6. 紡績原料經濟特別委員ノ任命ニ関スル命令(三九年九月三日、ホクE12、

ヲア二〇四号)

7. 工業經濟ニ於ケル協同機構 (*Gemeinschaftswerke*)ニ関スル命令 (三九年九月四日、ホクE12E1、ラゲI、一六二頁)

8. 木材中央局設置ニ関スル命令 (三九年九月五日、ホクE12E1、ラゲI、一六七頁)

9. 木材中央局ニ於ケル森林及ビ木材經濟ノ聯合組合ニ関スル命令及ビ木材中央局設置ニ関スル命令ノ施行令 (三九年九月二五日、ホクE12E2、ラゲI、一九四七頁)

10. 加里及ビ塩中央局設置ニ関スル命令 (三九年九月九日、ホクE14、ヲア二一六号)

11. 石及ビ土ノ中央局設置ニ関スル命令 (三九年九月一五日、ホクE17、ヲア二一六号)

12. 手工業法ノ領域ニ於ケル方策樹立ニ関スル命令 (三九年一〇月一七日、ホ

二

クE11、ラゲI、二〇四六頁)

13. 機械製造ノ管理及ビ配給ニ関スル命令 (三九年一二月一日、ホクE17、ラゲI、二四一頁)

14. 同右施行令 (三九年一二月二〇日、ホクE18、ラゲI、二四九八頁)

15. 經濟ノ共同救助ニ関スル命令 (四〇年二月一九日、ホクE18、ラゲI、三九五頁)

16. 編成サレタ (*eingegliedert*)ル領域ニ於ケル市場保護ノタメノ命令 (四〇年三月六日、ホクE18E5、ラゲI、四六一頁)

17. 飼料中央登録局ノ解消及ビドイツ穀物及ビ飼料經濟中央聯合會ヘノ任務移管ニ関スル告示 (四〇年三月二日、ホクE12E2、ヲア六三三号)

18. 非鐵金屬獲得ニ関スル四ヶ年計畫實施ノタメノ指令 (四〇年三月一五日、ホクE18E6、ラゲI、五一〇頁)

三

第二 戰時經濟令

(註) 價格及び貨銀ノ停止ニ関スルモノナリ。價格統制又ハ勞働統制ニ編入セズ、茲ニ本令關係法規ヲ一括セリ。

1. 戰時經濟令(三九年九月四日、ホクE71、ラゲI、一六〇九頁)
2. 戰時經濟令ノ施行令(三九年九月四日、ホクE81、ラゲI、一七六二頁)
3. 戰時經濟令ノ第三章(戰時貨銀)ノタメノ第一次施行規則(第一次戰時貨銀施行規則)(三九年九月一六日、ホクE82、ラゲI、一八六九頁)
4. 同右第二次施行規則(第二次戰時貨銀施行規則)(三九年一〇月一二日、ホクE82E1、ラゲI、二〇二八頁)
5. 同右第三次施行規則——ドイツ國勞務管理官ノ秩序刑罰權——(第三次戰

- 時貨銀施行規則）（三九年一月二日、ホクE82E2、ラゲI、ニ三七〇頁）
- 6. 同右第四次施行規則——ドイツ國公的奉仕管理官ノ秩序刑罰權——（第四次戰時時貨銀施行規則）（四〇年四月一日、ホクE84、ラゲI、六二七頁）
- 7. 戰時經濟令第四章ノ施行令（三九年一月一日、ホクE85、ラゲI、二〇五三頁）
- 8. 戰時經濟令第三章ノ補充命令（日曜、祝祭日及び夜ノ割増）（三九年一月一日、ホクE86、ラゲI、二二五四頁）
- 9. 同右（農業及び林業ニ於ケル増加勞働割増金）（四〇年三月二九日、ホクE86、ラゲI、五七〇頁）
- 10. ビール、煙草類及び三鞭酒ノ小賣價格ノ戰時割増ニ関スル第一次施行規則（三九年九月四日、ホクE77、ラゲI、一六一五頁）
- 11. 火酒製品ノ戰時割増ニ関スル施行令（三九年一月二〇日、ホクE81、ラゲI、二二六七頁）

第三 生活必需品ノ公的管理

- 1. 農産物ノ公的管理ニ関スル命令（三九年八月二七日、ホクE19、ラゲI、一五二一頁）
- 2. マルガリン管理ノ変更命令（三九年九月一日、ホクE27、ラゲI、一八五四頁）
- 3. 強度勞働者及び最強度勞働者、妊娠中及び授乳中ノ婦人、病人及び虛弱者ニ特別追加割當ヲ供與スル事ニ関スル命令（三九年九月一日、ホクE28、ラゲI、一八二五頁）
- 4. 管理サレタル農産物ノ差押及び質入ニ関スル命令（三九年九月二五日、ホクE35、ラゲI、一九四三頁）
- 5. 橄欖ノ實、オリーブノ實、マルガリン及び人造食用脂肪ノ取引ニ関スル命令

- 令へ三九年一月五日、ホク正巧、ラゲ工、二四〇九頁)
- 6、ドイツ民族ノ生活必需品ノ暫定的確保ノタメノ命令(三九年八月二七日、ホク正37、38、ラゲ工、一四九八頁)
- 7、同右第一次施行令(三九年八月二七日、ラゲ工、一五〇二頁)
- 8、同右第二次施行令(三九年八月二七日、ラゲ工、一五〇六頁)
- 9、同右第三次施行令(三九年八月二七日、ラゲ工、一五〇八頁)
- 10、同右第四次施行令——紡績用原料商品及び靴ノ使用規制——(三九年八月二七日、ホク正39、ラゲ工、一五一〇頁)
- 11、同右第五次施行令(三九年八月三一日、ホク正45、ラゲ工、一五四一頁)
- 12、穀物、飼料其他ノ農産物ノ公的管理ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正45、ラゲ工、一七〇五頁)
- 13、獸類及び其製品ノ公的管理ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正50、ラゲ工、一七一四頁)

ハ

- 14、牛乳、乳製品、油類及び脂肪ノ公的管理ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正52、ラゲ工、一七一九頁)
- 15、馬鈴薯及び其製品ノ公的管理ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正56、ラゲ工、一七二七頁)
- 16、甜菜、砂糖及び其他甜菜製品ノ公的管理ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正57、ラゲ工、一七二八頁)
- 17、パンニ塗ル物、食用球葱及び香料ノ公的管理ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正59、ラゲ工、一七三一頁)
- 18、鶏卵及び其製品ノ公的管理ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正61、ラゲ工、一七三三頁)
- 19、同右告示(四〇年二月八日、ホク正63、ラア四六號)
- 20、魚類及び其製品ノ供給規制ニ関スル命令(三九年九月七日、ホク正63、ラゲ工、一七三四頁)

九

- 21. 原料ココア及び菓子類ノ公的管理ニ関スル命令（三九年九月七日、ホクE
64. ラゲI. 一七三五頁）
- 22. 石鹼及び洗濯用剤ノ消費規制ニ関スル命令（三九年九月二三日、ホクE 65
ラゲI. 一八七三頁）
- 23. 石炭使用管理ニ関スルドイツ國經濟大臣ノ指令（三九年九月七日、ホクE
68. ラアニ一〇號）
- 24. 穀種ノ公的管理ニ関スル命令（三九年一〇月一八日、ホクE 69. ラゲI.
ニ〇五一頁）
- 25. 紡績用原料商品ノ消費規制ニ関スル命令（三九年一月一四日、ホクE 70
E1. ラゲI. 二一九六頁）
- 26. 同右施行令（三九年一月一五日、ホクE 70 E5. ラアニ六九號）
- 27. 生活必要工業製品ノ消費規制ニ関スル命令（三九年一月一四日、ホクE
70 E7. ラゲI. ニニ二一頁）

- 28. 商品取引規制ノタメノ押收ノ效果ニ関スル命令（四〇年三月四日、ホクE
70 E9. ラゲI. 五五一頁）
- 29. 靴及び靴底材料ノ消費規制ニ関スル命令（四〇年三月二八日、ホクE 70 E
10. ラゲI. 五七三頁）
- 30. 購入制限製品管理ノ領域ニ於ケル規定違反行為ノ刑罰及び刑事訴訟手續ニ
関スル命令——消費規制ニ刑罰命令——四〇年四月六日、ホクE 70 E12. ラ
ゲI. 六一〇頁）
- 31. オストマルクヘノ煙草製品取引ニ関スル指令——領域保護指令——（四〇
年四月六日、ホクE 70 E16. ラアハ六號）

第四 物價統制

一 般

1. 小賣商ノ暴利排除命令實施ノタメノ第二次指令(三九年一月二三日、ホク臣V1、ラゲI、二五〇四頁)
2. 保護國ベーメン及ビメーレントノ商品取引ニ於ケル價格形成ニ関スル命令(四〇年三月二一日、ホク臣IV31、ラゲI、五六九頁)

食料品

3. 家庭用食塩ノ最高價格ニ関スル命令ノ第二次補充命令(四〇年一月四日、ホク臣IV20、ラゲI、二九頁)

- 4. 牛乳經濟ノ領域ニ於ケル方策樹立ニ関スル命令（四〇年二月二七日、ホク
 臣Ⅱ24、ラゲⅠ、四ニニ頁）
- 5. バターノ價格ニ関スル命令（四〇年二月二七日、ホク臣24、ラゲⅠ、四四
 六頁）

纖維品

- 6. 小賣ニ於ケル紡績原料及び其商品ノ價格形成ニ関スル命令（三九年九月一
 七日、ホク臣Ⅱ2、ラゲⅠ、一八七七頁）
- 7. 綿絲紡績織物ノ價格形成ノ指令（四〇年一月二七日、ホク臣Ⅱ22、ラアニ
 六號）

マツチ

- 8. 燐寸ノ小賣價格規制ノ指令（三九年一月二一日、ホク臣Ⅱ19、ラア三〇
 一號）

紙

- 9. 遮蔽用紙ノ卸賣及び小賣ニ於ケル價格形成ニ関スル指令（三九年一月八
 日、ホク臣Ⅱ12E1、ラアニ六三號）

石鹼及び洗濯用剤

- 10. 石鹼及び洗濯用剤ノ價格規制ノ指令（三九年一月六日、ホク臣Ⅱ9、ラ
 アニ三五號）

- 11. 同右第二次指令（三九年一月九日、ホク臣四10、ラア二九一號）
- 12. 石鹼及ビ洗濯用剤ノ價格規制ノタメノ第三次指令（四〇年二月二十九日、ホク臣四28、ラア五三號）
- 13. 代用石鹼及ビ代用洗濯用剤ノ價格規制ノタメノ指令（四〇年三月五日、ホク臣四29、ラア五七號）

木 材

- 14. クリスマスツリーノ價格確定ニ関スル指令（三九年一月五日、ホク臣四7、ラア二四一號）
- 15. 國産針葉樹製材ノ價格形成ニ関スル命令（四〇年一月十二日、ホク臣四5、ラゲ工、五九頁）
- 16. 森林經濟一九四〇年度ニ於ケル原料木材ノ價格形成ニ関スル命令（四〇年

一月一二日、ホク臣四9、ラゲ工、一二二頁）

皮

- 17. 兎及ビ家兎ノ毛皮ノ價格規制ニ関スル命令（三九年九月一日、ホク臣四1、ラゲ工、一七五八頁）
- 18. 國産豚皮ノ價格ニ関スル指令（三九年九月二六日、ホク臣四5、ラア二三三號）
- 19. 鞣皮ノ破碎及ビ磨碎ノ商業差益及ビ價格ノ規則ノタメノ指令（四〇年四月一九日、ホク臣四35、ラア九五號）

馬

- 20. 馬及び勞役用牡牛 (*gangsachsen*) ノ賣却ニ對スル届出義務ニ関スル指令 (三九年九月二三日、ホク臣四五、ラア二四號)
- 21. 用馬 (*Nutz pferd*) ノ販賣ニ於ケル差益 (*Verdienst sprame*) ニ関スル指令 (四〇年三月五日、ホク臣四三〇、ラア五九號)

鐵及ビ金屬

- 22. 鐵材ノ最高價格ニ関スル指令 (三九年一〇月四日、ホク臣四六、ラア二三三號)
- 23. 金屬、金屬含有素材及ビ金屬製品ノ價格ニ関スル指令 (三九年一〇月八日、ホク臣四三、ラゲ一、二〇、二三頁)
- 24. 同右第一次施行指令 (三九年一〇月八日、ホク臣四二、ラア二四二號)
- 25. 同右第二次施行指令 (四〇年三月一日、ホク臣四二、ラア六四號)

機械類

- 26. 新造及ビ古キ工作機械及ビ建築道具ノ最高價格ニ関スル指令 (三九年一月一五日、ホク臣四一六、ラア一九八號)
- 27. 農業用機械及ビ道具ノ取引ニ於ケル價格及ビ商業差益ノ規制ニ関スル第三次命令ノ補充命令 (三九年一月二三日、ホク臣四一九、ラゲ一、二四九九頁)

自動車

- 28. 古自動車ノ取引ニ於ケル消費者價格及ビ商業差益ノ規制ニ関スル第二次指令 (三九年一月一七日、ホク臣四一三、ラア二七二號)
- 29. 近距離ノ自動車運送作業ノ最高價格ニ関スル命令 (四〇年一月十五日、ホ

- クEIV 21、ラゲI、一—五頁)
- 30、自動車ノ検査及ビ修繕作業ノ價格規制ノタメノ第三次指令(四〇年四月一七日、ホクEIV 32、ラア九五號)

二〇

雜

- 31、國産ホツプノ使用ニ関スル命令ノ廢止命令(三九年九月四日、ホクEIV 51、ラゲI、一六六四頁)
- 32、肥料及ビ穀種ノ供給確保ノタメノ命令(三九年一月九日、ホクEIV 1、ラゲI、二二六一頁)
- 33、園藝及ビ葡萄栽培生産物ノ取引ニ関スル法律ノ第六次施行令(三九年一月三日、ホクEIV 51、ラゲI、一六六四頁)
- 34、素材(Rohstoffe)ニ関スル命令ノ施行期間延長ノタメノ命令(三九年九月二七日、ホクEIV 3、ラゲI、一九六六頁)
- 35、鉤屑製輕建築用板(Holzwaerle = Reichthausplatten)ノ容積、重量及ビ性質ノ規制ノタメノ命令(三九年一月二五日、ホクEIV 4、ラゲI、二三

二一

二〇頁)

36. 汽罐及び其他ノ監視義務アル施設ノ技術的監視ニ関スル命令ノ変更命令(三九年一月二七日、ホクEⅣ2、ラゲI、二二三八頁)

37. 葉巻煙草工業ニ於ケル機械使用制限法ノ変更命令(四〇年一月二六日、ホクEⅣ3、ラゲI、三四八頁)

38. 獸類飼育促進ノタメノ第一次命令ノ変更命令(三九年一月二〇日、ホクEⅣ101、ラゲI、二三〇六頁)

二二

第五 金融統制

1. レンテン銀行券ニヨル決済ニ関スル法律及びドイツ國國立銀行ニ関スル法律ノ変更命令(三九年九月四日、ホクEⅣ1、ラゲI、一六九四頁)

2. 信用制度ニ関スルドイツ國法律ノ変更命令(三九年九月一五日、ホクEⅣ2、ラゲI、一九五三頁)

3. 信用制度ニ関スル法律(三九年九月二五日、ホクEⅣ2、ラゲI、一九五五頁)

4. 外國爲替管理ニ関スル法律ノ第四次施行令(三九年一月六日、ホクEⅣ1、ラゲI、二一七〇頁)

5. 銀行制度及び貯蓄銀行制度ノ領域ニ於ケル方策樹立ニ関スル命令(三九年一月二五日、ホクEⅣ19、ラゲI、二四一三頁)

二三

6. ドイツ国外債務換算金庫ノ債務証書ノタメノ擔保提供ニ関スル第二次命令
(四〇年三月一二日、ホク巨四一、ラゲ工、五一九頁)

第六 労働統制

一 級

1. 労働法ノ領域ニ於ケル規定ノ変更及ビ補充ノタメノ命令(三九年九月一日、ホク丁一、ラゲ工、一六八三頁)
2. 国民労働秩序法ノ第一二次施行令及ビ補充命令(四〇年四月二五日、ホク丁二五、ラゲ工、一六八四頁)

労働配置

3. 労働位置ノ更迭制限ニ関スル命令(三九年九月一日、ホク丁三、ラゲ工、一六八五頁)

- 4. 同右第一次施行令（三九年九月六日、ホク丁5、ラゲI、二六九〇頁）
- 5. 労働配置及之失業救済ニ関スル規則ノ変更命令（三九年九月一日、ホク丁5、ラゲI、一六六二頁）
- 6. 奉仕義務者ノ扶養ニ関スル指令（三九年九月四日、ホク丁5、ラアニ〇七號）
- 7. 緊急奉仕命令ノ第一次施行令（三九年九月一日、ホク丁6、ラゲI、七七五頁）
- 8. 同右第二次施行令（三九年一月一日、ホク丁9、ラゲI、二〇一八頁）
- 9. 同右第三次施行令（三九年一月一日、ホク丁10E1、ラゲI、二〇四九頁）
- 10. 小學兒童年長者ノ配置ニ関スル命令（三九年九月二日、ホク丁10E4、ラゲI、一八六七頁）

労働手帖制

- 11. 労働手帖實施ニ関スル法律ノ変更命令（三九年一月三日、ホク丁2E19、ラゲI、二一八〇頁）

労働者ノ保護

- 12. 家内労働ニ関スル新法律制定ノ告示——家内労働ニ関スル法律（三九年一月三日、ホク丁2E1、ラゲI、二一四五頁）
- 13. 安全フィルム（*Sicherheitsfilm*）ニ関スル命令（三九年一月三日、ホク丁10E51、ラゲI、二一三六頁）
- 14. 同右施行令（三九年一月三日、ホク丁10E52、ラゲI、二一四一頁）
- 15. 同右第二次施行令（四〇年三月二八日、ホク丁10E52a、ラゲI、五六九

頁)

16. 賜暇ノ再實施ニ関スル指令(三九年一月一七日、ホクジ10E53、ラアニ
七五號)

17. 労働保護ニ関スル命令(三九年一月二日、ホクジ10E53、ラゲI、ニ
四〇三頁)

18. 同右施行指令(四〇年一月一四日、ホクジ10E55、ラア一三號)

19. 閉店ニ関スル命令(三九年一月二一日、ホクジ10E55、ラゲI、二四七
頁)

20. 祝祭日ノ前後ニ故ナク労働ヲ爲サザル場合ニ於ケル祝祭日労働賃銀支拂ノ
停止ニ関スル規則(四〇年三月一六日、ホクジ2E20、ラア六六號)

21. 危険地帯ヨリ撤去又ハ開放シタル場合ニ於ケル労働関係ノ継続ニ関スル命
令(四〇年四月九日、ホクジ2E20、ラゲI、六二四頁)

イ
夕
リ
ア
法
令

自
一
九
三
八
年
至
一
九
三
九
年

凡 例

一、括弧内ノ（L・一九三九・P・一三三）トアルハ *Lex Legislazione Italiana*; 1939, pagina 123 ノ略。

二、大令トアルハ大藏省令・内令トアルハ内務省令ノ略、以下之ニ準ズ。

三、各法令ニ冠セラレタ年月日ハ其法令固有ノ年月日デアツテ、官報公示ノ年月日デハナイ。官報公示ノ年月日ハ當該頁ノ原文（*in*）ニ當ルコトニヨツテ容易ニ檢出スルコトガ出來ル。

四、勅令法律（*カ.ロ.リ*）トハ法律ト同等ノ效カヲ有スル勅令デアリ、大体

日本ニ於ケル緊急勅令ニ相當スルト見テヨイ。

五、一九三七年ノ勅令法律ニシテ、一九三八年ニ至ツテ議會ノ通常ノ協賛ヲ經テ法律ニ変更サレタモノハ、該勅令ノ原文ヲ缺イテキルガ、將來追補スル場合便宜ト考ヘタノデ一應掲ゲテオクコトニシタ。ソレダケデモ法令名ハ大体想像スルコトが出来ル。

六、コルポラチオーネ (Corporazione) トハイタリアニ於ケル經濟統制ノ各部門ニ亘ル綜合的統一ノ役割ヲ果シツ、アル國家機關デアアル。現在數種ノ邦訳ガ試ミラレテキルガ、茲デハ「コルポラチオーネ」ト原語ノマ、ノ日本訓ヲ用フルコトニシタ。

七、コノ法令名目次ハ大体一九三八年及ビ一九三九年ノ二年分ニ亘ル。

Legislazione Italiana 二集録サレタモノカラ、抜粹デアアル。資料ノ整備次第逐次追補訂正セラルベキモノデアアル。

目次

第一、統制法規一般

..... 一

第二、食糧

..... 七

第三、物資

..... 一五

第四、關係稅制

..... 二七

第五、物價 [A]

..... 三七

第六、物 價 [B] (販賣規律) 四一

第七、金 融 四九

第八、為替・貿易 五五

二

第一、統制法規一般

1. 結束團及び組合議院創設ノ件、一九三九年一月一九日法律第一二九号(レ、一九三九、P、二七八)
2. 國防最高委員會規則ニ変更ヲ加フルノ件、一九三八年六月三日勅令法律第一四八一号(レ、一九三八年、P、一八二八)
3. 右勅令法律第一四八一号ヲ法律ニ変更スルノ件、一九三九年一月五日法律第三四四号(レ、一九三九、P、四四一)
4. 自給自足經濟ニ對スル各省相互委員會設置ノ件、一九三九年一月九日勅令法律第三二二号(レ、一九三九、P、一四八)
5. 組合省ノ業務規定及ビ人事機構ニ変更ヲ加フルノ件、一九三九年二月九日勅令法律第二七一号(レ、一九三九、P、三八〇)

一

6. 組合諮問委員會ノ構成及ビ職能ニ對スル規範、一九三九年四月二〇日首相命令（L、一九三九、P、七九三）
7. 國民的生産ノ尊重ニ関スル新ナル規定、一九三九年一月九日法律第一八九号（L、一九三九、P、三二九）
8. 農業者ヲアシスタ組合總聯合ノ定款変更ノ件、一九三八年十一月二八日勅令第二〇七五号（L、一九三九、P、一三〇）
9. 商品及ビ消費品ノ買占及ビ賣措ニ對スル罰則ノ件、一九三九年九月三日勅令法律第一三三七号（L、一九三九、P、一七九一）
10. コルポラチオ―ネ全國評議會改組ノ件、一九三九年一月五日法律第一〇号（L、一九三九、P、一一一）
11. 右法律第一〇号附加表ニ変更ヲ加フルノ件、一九三九年七月一日首相命令（L、一九三九、P、一一四八）
12. 穀類諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（L、一九三九、P、七二一）

13. 野菜花卉果實関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（L、一九三九、P、七二三）
14. 甜菜及ビ砂糖関係諸業コルポラチオ―ネ廢止ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（L、一九三九、P、七一一）
15. 葡萄酒醸造業及ビ橄欖関係諸業コルポラチオ―ネノ廢止並ビニ新ナル葡萄酒醸造業及ビ橄欖関係諸業コルポラチオ―ネ設立ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（L、一九三九、P、七一一）
16. 家畜飼養及漁業関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（L、一九三九、P、七二五）
17. 衣服関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（L、一九三九、P、七三三）
18. 化學関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（L、一九三九、P、七三三）

- 相命令（レ、一九三九、P、七三五）
- 19、纖維製造諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七三〇）
- 20、木材関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七二七）
- 21、製紙及び印刷関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七三七）
- 22、製鐵及び冶金関係諸業コルポラチオ―ネ設立ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七一四）
- 23、金屬及び機械関係諸業コルポラチオ―ネ廢止ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七一）
- 24、機械工業コルポラチオ―ネ設立ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七一六）

- 25、採掘工業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七四四）
- 26、建築諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七三九）
- 27、ガラス及び陶器業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七四六）
- 28、水道ガス電氣関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七四三）
- 29、液体燃料及び一般諸燃料関係諸業コルポラチオ―ネ設立ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七一八）
- 30、保險及び金融関係諸業コルポラチオ―ネ評議會改組ノ件、一九三九年二月一四日首相命令（レ、一九三九、P、七六〇）
- 31、機械及び金屬工業部門所屬ノ組合秩序変更ノ件、一九三九年四月二四日勅

- 令第九四一号（L、一九三九、P、一一二三）
32. コーヒー業者ノ組合範疇ノ件 一九三九年七月三日組合省令（L、一九三九、P、一一八九）

六

第二 食 糧

1. 穀物増産ニ對スル綜合的保護ニ関スル件、一九三七年一月五日勅令法律第二二九号（L、一九三八、P、五八）
2. 右勅令法律第二二九号ヲ法律ニ変更スルノ件、一九三八年四月一日法律第五五三号（L、一九三八、P、七九五）
3. 小麥常置委員會廢止ノ件 一九三九年六月一六日法律第九五〇号（L、一九三九、P、一一三五）
4. 穀類製粉工業ヲ規律スルノ件、一九三八年九月五日勅令法律第一八九〇号（L、一九三八、P、二二四六）
5. 牛乳中央配給所ノ設置及び其機能ニ関スル件 一九三八年六月一六日法律第八五一号（L、一九三八、P、一一二一）

七